

令和七年九月 青森県議会第二百二十三回定例会会議録 第六号

令和七年十月一日（水）議事日程 第六日

午前十時三十分開議

第一、議案第一号から議案第二十四号まで、報告第一号から報告第二十六号まで及び公社等経営状況説明書等に対する質疑

第二、決算特別委員会を設置し、議案第十七号、議案第十八号及び議案第二十一号から議案第二十四号までを付託、閉会中の継続審査採決

第三、議案第十九号及び議案第二十号委員会付託省略

第四、議案第一号から議案第十六号まで委員会付託

第五、請願委員会付託

第六、発議第一号から発議第三号まで及び発議第六号は、提案理由説明及び委員会付託はいずれも省略し質疑、討論及び採決

第七、発議第四号及び発議第五号は、提案理由説明を行い、委員会付託は省略し質疑、討論及び採決

第八、議長休会提議

本日の会議に付した事件

第一、議案第一号から議案第二十四号まで、報告第一号から報告第二十六号まで及び公社等経営状況説明書等に対する質疑

第二、決算特別委員会を設置し、議案第十七号、議案第十八号及び議案第二十一号から議案第二十四号までを付託、閉会中の継続審査採決

査採決

第三、議案第十九号及び議案第二十号委員会付託省略

第四、議案第一号から議案第十六号まで委員会付託

第五、請願委員会付託

第六、発議第一号から発議第三号まで及び発議第六号は、提案理由説明及び委員会付託はいずれも省略し質疑、討論及び採決

第七、発議第四号及び発議第五号は、提案理由説明を行い、委員会付託は省略し質疑、討論及び採決

第八、議長休会提議

午前十時三十分開議

出席議員 四十七名

議長 長工 藤 慎 康

副議長 長工 藤 爾

一番 工 藤 慎 康

二番 工 藤 貴 弘

三番 井 本 貴 之

四番 工 藤 悠 平

五番 小笠原 大 佑

六番 夏 堀 嘉 一 郎

七番 大 澤 祥 宏

八番 北 向 由 樹

九番 大 平 陽 子

十番 齊 藤 孝 昭

十一番 夏 坂 修

十二番 後 藤 清 安

十三番 吉 田 ゆ かり

十四番 大 澤 敏 彦

十五番 成 田 陽 光

十六番 福 士 直 治

十七番 大 崎 光 明

十八番 木 明 和 人

十九番 和 田 寛 司

二十番 小 比 類 卷 正 規

二十一番 菊 池 勲

二十二番 高 畑 紀 子

二十三番 鶴 賀 谷 貴

二十四番 田 端 深 雪

二十五番 吉 俣 洋

二十六番 谷 川 政 人

二十七番	花田 栄介	二十八番	齊藤 爾
二十九番	寺田 達也	三十番	蛭沢 正勝
三十二番	夏堀 浩一	三十三番	櫛引 ユキ子
三十四番	今 博	三十五番	川村 悟
三十六番	安藤 晴美	三十七番	山谷 清文
三十八番	丸井 裕	三十九番	山田 知
四十番	三橋 一三	四十一番	工藤 兼光
四十二番	森内 之保留	四十三番	清水 悦郎
四十四番	阿部 広悦	四十五番	田中 順造
四十六番	田名部 定男	四十七番	伊吹 信一
四十八番	鹿内 博		
欠席議員 一名			
三十一番	高橋 修一		

出席事務局職員

局長	工藤 康成	次長	伊藤 敏文
議事課長	角田 正人	副参事	鳴海 康
総括主幹	土屋 順司	総括主幹	下村 恭子
主 幹	山口 友一	主 査	岡崎 正博
主 査	中畑 祥将		

地方自治法第二百一十一条による出席者

知 事	宮下 宗一郎
副 知 事	小谷 知也
副 知 事	奥田 忠雄
総務部長	澤 純市
財務部長	千葉 雄文
総合政策部長	後村 文子

子ども家庭部長	若松 伸一
交通・地域社会部長	舩木 久義
環境エネルギー部長	豊島 信幸
健康医療福祉部長	守川 義信
経済産業部長	上沢 謙一
観光交流推進部長	齋藤 直樹
農林水産部長	成田 澄人
県土整備部長	新屋 孝文
危機管理局長	築田 潮
国スポ・障スポ局長	出崎 和夫
会計管理者	小坂 秀滋
教 育 長	風張 知子
警察本部長	安田 貴司
監査委員	佐々木 知彦
	教育次長 坂上 佳苗
	警務部長 中村 誠
	監査委員事務局長 松田 大

○議長（工藤慎康） おはようございます。ただいまより会議を開きます。

◎ 議案等に対する質疑

○議長（工藤慎康） 議案第一号から議案第二十四号まで、報告第一号から報告第二十六号まで及び公社等経営状況説明書等を一括議題とし、質疑を行います。

質疑は議題外にわたらないように願います。

二十六番谷川政人議員の発言を許可いたします。――谷川議員。

○二十六番（谷川政人） 皆様、おはようございます。議長より発言を許されました自由民主党の谷川政人でございます。それでは、早速通告の順序に従って、順次質疑をさせていただきます。

議案第一号「令和七年度青森県一般会計補正予算（第二号）案」について、歳出三款二項一目「児童福祉総務費」、あおもり米子育て応援事業の内容等について伺いたいします。

物価高騰や米の価格の高止まりなどで苦しんでいる県民生活を支援するため、総額二十三億九千万円余りの補正予算案が今議会に上程されました。今回の補正予算の中でも、特に目玉事業とも言えるあおもり米子育て応援事業は、十八歳以下の子供一人につき、県産米を購入するための電子クーポン、もしくはお米券を支給しようとするものであります。

そこで、まずは本事業の目的と概要について伺いたいします。

○議長（工藤慎康） 奥田副知事。

○副知事（奥田忠雄） 本事業は、特に主食である米の価格が高騰していることを踏まえ、食料品等の物価高騰による影響を大きく受ける子育て世帯の負担軽減と子供の健やかな成長を図ることを目的として、県内の十八歳以下の子供を対象に、県産米の購入に使える電子クーポン等を提供するものです。

具体的には、子供一人につき、電子クーポン五千円分、またはお米券四千四百円分のいずれかを選択の上、保護者に申請していただき、事前に参加登録した県内の県産米を取り扱っている店舗で利用できる仕組みとする予定です。

○議長（工藤慎康） 谷川議員。

○二十六番（谷川政人） 私たちの生活に必要な不可欠なあらゆるものの値段が高騰している中、特に主食である米の価格も高止まりしている状況下にあつては、我が家においても、妻から、そろそろ家のお米がなくなるよと言われると、スーパーへ買いに行く足取りがどこことなく重くなっているのが正直なところであります。ましてや若年世代の子育て真っ最中の世帯にとってみれば、近年の物価高騰による家計への影響は非常に大きく、家庭不和や偏った食生活による子供の成長にも悪影響を及ぼ

しかねない事態を引き起こすことなどが懸念されておりますので、子育て世帯へのこうした支援は非常に重要なのではないかと考えております。

御答弁では、十八歳以下の子供一人につき、県産米購入のための電子クーポン五千円分か、お米券四千四百円分を支給することとされておりますが、それでも、そこで、二点目として、この支給額の考え方について伺いたいします。

○議長（工藤慎康） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） 子供の成長段階によって米の消費量は様々でございます。本事業におきましては、直近の米の小売価格を参考に、県産米五キログラムを購入できる金額を目安として支給額を設定いたしました。

○議長（工藤慎康） 谷川議員。

○二十六番（谷川政人） 支給額の考え方については分かりました。

この電子クーポン五千円分とお米券四千四百円分で利用額が異なる理由について伺いたいします。

○議長（工藤慎康） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） 全国共通のお米券は、一枚の販売価格五百円に対し、引換価格が四百四十円で、差額の六十円は発行元の手数料となっております。

このため、電子クーポンとお米券の原資はいずれも一人当たり五千円で同額とはなりますが、お米券は四千四百円分の利用となることから、利用額に六百円の差が生じるものでございます。

○議長（工藤慎康） 谷川議員。

○二十六番（谷川政人） 御答弁をお伺いしますと、支給額の原資は五千円でありましても、電子クーポンではそのままの支給となりますが、お米券での支給では手数料がかかってしまうということで、その分が差し引かれて支給になるため、支給額に差異が生じるということであ

ります。できれば、お米券についても電子クーポンと同様に五千円で支給されることが望ましいとは思いますが、お米券の仕組み上、やむを得ないものとして理解はいたしております。支給額の考え方や内容については分かりました。

しかし、この事業の対象者となる県民が電子クーポンを利用するに至るまでのプロセスは実際どうなるのか。これまでの県の説明では読み取れないものがありますので、電子クーポンの利用方法についてお伺いいたします。

○議長（工藤慎康）　　こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一）　電子クーポンの申請は、スマートフォン等で専用のホームページにアクセスし、本人確認書類をアップロードして行う方法を想定しております。申請内容に問題がなければ承認通知が届き、電子クーポンを利用できる状態となります。

電子クーポンの店舗での利用方法は、店舗にある二次元コードをスマートフォンで読み取り、利用者が利用金額を入力し、店舗が金額を確認の上、決済するというシステムを想定しております。

○議長（工藤慎康）　　谷川議員。

○二十六番（谷川政人）　物価高騰などの様々な要因により、県民の生活はますます厳しい状況になっております。この事業の全ての対象者が漏れることなくスムーズに事業が実施されるよう、細心の注意を払いながら実施していただくことをお願い申し上げます、次の質問に入ります。

歳出六款二項二目「りんご生産対策費」、りんご苗木緊急増産体制構築事業の取組等についてであります。

昨年の暮れから今年二月まで断続的に続いた大雪により、本県のりんご生産ではりんご樹の倒木、幹割れや枝折れなど、過去最大となる二百七億円の被害が発生いたしました。今後のりんご生産に大きな影響を与えた豪雪被害に負けてはられないとの思いで、園地再生に向けて、国、県、市町村、そして関係団体が一丸となって取組を実施してきたと

認識いたしております。

しかしながら、主力品種を中心とした改植及び補植用の苗木の在庫が不足しているとの課題が表面化しており、県内りんご生産者へ苗木や台木を安定的に供給できる仕組みや体制づくりが強く求められていると聞き及んでおります。

そこで、まず一点目として、県が認識している苗木増産上の課題についてお伺いいたします。

○議長（工藤慎康）　　農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人）　苗木業者がりんごの苗木を増産する上での課題としては、苗木の増産から販売まで三年程度の養成期間が必要のため、需要に基づいた計画的な生産が求められることや、通常行っている苗木生産に加え、台木や穂木の確保、圃場や作業員等の準備など、新たな投資が必要となることが挙げられます。

○議長（工藤慎康）　　谷川議員。

○二十六番（谷川政人）　苗木の生産には一定の年数を要することや、苗の生産現場においても労働力確保に課題があるなど、苗木供給力が脆弱化していることなどが課題のようであります。

しかし、本県のりんご生産を異常気象や災害に強く、高品質で良食味、そして、さらに生産性を今より向上させていくためには、県を中心とした関係団体が一丸となって知恵を絞り、こうした課題を一つ一つ克服していかなければ、今後のりんご産業の発展はあり得ないと感じております。

そこで、緊急的な苗木増産と今後の安定供給に向けて、県はどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

○議長（工藤慎康）　　小谷副知事。

○副知事（小谷知也）　県では、雪害からの復旧に向けた緊急的なりんご苗木の増産に向け、苗木業者が計画的に苗木の増産ができるよう、雪害を受けた津軽地域のりんご生産者に対する要望調査を実施し、速やか

に需要量を苗木業者に提供するとともに、苗木の増産に係る経費の一部を支援することとしております。

また、将来的な災害などを見据えた苗木の安定供給に向け、苗木業者や地域の果樹産地協議会等による会議を開催し、生産・供給体制について検討していくこととしております。

○議長（工藤慎康） 谷川議員。

○二十六番（谷川政人） ただいま御答弁されたことに沿って、苗木の増産体制と今後の安定供給をさらに進化、成長させ、リンゴ産業発展に貢献していただくことをお願いしておきたいと思っております。

次に、歳出六款三項三目「畜産経営対策費」、酪農経営持続化緊急支援事業の取組等についてであります。

地球規模で気候変動が進む中、青森県においても年々夏の暑さが本当に厳しくなってきたと感じているのは私だけではないと思います。

先月の二十四日、総務省消防庁が発表した内容によりますと、全国における熱中症によつて病院に運ばれた人の数は、今年五月から九月二十一日までの速報値で九万九千人余りとなり、過去最多となった昨シーズンの総数を既に上回ったとの報道がなされております。まさに地球沸騰化とも言われているこの時代を今後どう生き抜いていくのかという大きなテーマは、我々人間だけではない、命あるもの全てに投げかけられた大自然からの大変厳しい試練だと受け止めざるを得ないところであります。こうした地球沸騰化時代は、県内の酪農畜産業にも影響を及ぼしていると感じ及んでおりますが、農林水産省が公表している家畜の暑熱被害の全国的な統計を見ても、やはり猛暑時ほど被害が大きいことが示されております。

そこで、まず一点目として、本事業に取り組むこととした背景と事業内容についてお伺いいたします。

○議長（工藤慎康） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 本県の酪農経営は、飼料や資材の価格高

騰の影響により厳しさを増していることに加え、乳牛は、他の家畜に比べて暑さによる生産量への影響を特に受けやすいため、大型扇風機やミスト散布装置などの長時間稼働による夏場の電気料金の負担が大きくなっています。

このため、本事業は、今夏の猛暑により電気使用量が大幅に増加し、経営を圧迫している酪農経営体に対し、本年六月から九月までの電気料金増加分の一部として、経産牛一頭当たり三千六百円を緊急的に支援するものです。

○議長（工藤慎康） 谷川議員。

○二十六番（谷川政人） 御答弁によりますと、乳牛はとても暑さに弱いということで、真夏の暑い時期は大型扇風機やミスト散布を長時間使用することによつて電気量がどうしても増大するというところで、経営が極端に圧迫されることへの支援であるということであります。

さて、青森県内の生乳生産量は約七万トン余りですが、そのうちの二七・六％が県内で生乳処理され、さらに、その中の九割が飲用牛乳として学校給食や県民の食卓で消費されております。しかし、生乳生産された残りの八二・四％は県外で処理されているという実情を考えますと、県内生乳処理量をもっと増やすことはできないのか、また、青森県独自の加工製品の開発などができないものか考えさせられるところでもあります。

そしてまた、酪農生産者の所得を向上させるためには、牛群改良による生産性の向上や飼料費などのコスト削減が重要であると考えますが、そこで、二点目として、持続可能な酪農経営の実現に向けて、県はどのように取り組んでいるのかお伺いいたします。

○議長（工藤慎康） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 県では、持続可能な酪農経営の実現に向けて、高い能力を持つ乳用後継牛の生産に向けたゲノミック解析や性別精液の購入支援のほか、講習会や巡回指導を通じた普及活動などによ

り、牛群改良と飼養管理技術の向上に取り組んでいます。

また、限られた農地で飼料の増産が可能となるライ麦と青刈りトウモロコシの二毛作の実証、普及を進め、自給飼料の増産による生産コストの削減を図っています。

さらに、酪農家の高齢化や労働力不足により経営体が減少している現状を踏まえ、次世代の担い手育成に向け、学生を対象とした現地研修会なども行っているところです。

○議長（工藤慎康） 谷川議員。

○二十六番（谷川政人） 生産者の声に寄り添いながら、持続可能な酪農経営の実現と、さらなる成長に向けた県の支援をお願いしておきたいと思います。

次に、歳出七款一項六目「地域企業支援費」、中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援事業の内容等についてであります。

LPガスや特別高圧電気を使用する県内中小企業者等が、物価高や人手不足などにより厳しい経営環境にあることを踏まえた負担軽減策であると認識いたしておりますが、まずは本事業の内容についてお伺いたします。

○議長（工藤慎康） 経済産業部長。

○経済産業部長（上沢謙一） 本事業は、厳しい経営環境にある県内中小企業者等を支援するため、支援対象期間における業務用LPガス及び特別高圧電気の使用量に応じた支援金を給付するもので、令和五年度以降、三回にわたり実施してきました。

今回の支援対象期間は、令和七年七月分から九月分までの合計三か月分であり、支援単価は、七月分及び九月分については、業務用LPガスは一立方メートル当たり十七円、特別高圧電気は一キロワットアワー当たり〇・七円、暑さの厳しい八月分については、業務用LPガスは一立方メートル当たり二十一円、特別高圧電気は一キロワットアワー当たり〇・九円としています。

○議長（工藤慎康） 谷川議員。

○二十六番（谷川政人） この事業は今回で四回目となる支援事業であります。本事業のこれまでの給付実績についてお伺いたします。

○議長（工藤慎康） 経済産業部長。

○経済産業部長（上沢謙一） 本事業のこれまでの給付実績は、第一弾の令和五年度五月補正予算事業については、給付決定件数が二千六百五件、給付決定金額が三億四千二百七十七万四円余、第二弾の令和五年度十一月補正予算事業については、給付決定件数が二千三百三十一件、給付決定金額が一億五千六百四十八万四円余、第三弾の令和六年度二月補正予算事業については、給付決定件数が二千十一件、給付決定金額が八千八百九十一万四円余となっています。

○議長（工藤慎康） 谷川議員。

○二十六番（谷川政人） 多くの県内中小企業者等に本事業を活用していただけるよう、周知方法に留意しながらしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、歳出七款一項十二目「販売促進費」、県産酒米価格高騰緊急対策事業費補助の内容等についてであります。

令和の米騒動と呼ばれる状況は、主食用米にとどまらず、日本酒の原料である酒米にも大きな影響を及ぼしていると聞き及んでおり、県内の蔵元や酒販店から日本酒の生産や販売への影響を懸念する声が上がっていることを耳にしているところであります。

そこで、まずは本事業に取り組むこととなった背景と取組内容についてお伺いたします。

○議長（工藤慎康） 観光交流推進部長。

○観光交流推進部長（齋藤直樹） 主食用米の価格高騰に伴い、酒米の仕入価格が急激に上昇しており、青森県酒造組合や清酒製造業者から仕入価格の上昇分を直ちに商品価格に転嫁した場合、消費離れが懸念され、本県の清酒製造の急激な縮小につながるかねないとの切実な声が寄

せられています。

このため、本事業では、酒米高騰の激変緩和措置として、県内の清酒製造業者を対象に、県産酒米の仕入価格について、前年産からの上昇分の二分の一以内の額を上限を設定した上で補助するものです。

○議長（工藤慎康） 谷川議員。

○二十六番（谷川政人） 本来、付加価値の高い県産酒米の価格は主食用米より高く取引されていたにもかかわらず、令和の米騒動によってさらに予想を超える価格高騰が生じたことへの対応策であるとのことであります。

十月に入り、生産者たちも稲刈り作業が十分進んでいる状況だと認識いたしておりますが、今後も米の価格高騰には悩まされると思っておりますし、県産酒米についても同様の懸念が続くものと考えております。そこで、県内清酒製造業における県産酒米の使用状況について伺いたします。

○議長（工藤慎康） 観光交流推進部長。

○観光交流推進部長（齋藤直樹） 青森県酒造組合からの聞き取りによると、県内の清酒製造業者が使用する酒米は、全体の約八割が本県産で、その品種別の内訳は、酒造好適米の華吹雪が四五%で最も多く、次いで、一般米及び加工用米のまつしぐらが二七%、酒造好適米「華想い」が一%などとなっています。

○議長（工藤慎康） 谷川議員。

○二十六番（谷川政人） 華吹雪、まつしぐら、華想いということでは県産米が非常に使われているという答弁であったと思います。今後も県内の酒造業者に対する県産酒米の安定供給に向けた作付と価格高騰を注視した迅速な支援をお願いしておきたいと思っております。

次に、歳出八款六項一目「空港管理費」、青森空港有料駐車場の混雑対策についてであります。

青森空港内にある有料駐車場は、立体駐車場における漏水対策の一部

閉鎖や冬期間の雪寄せ、雪置場の確保に伴う駐車スペースの減少により、空港利用者が車を駐車することが困難であると多くの県民から不満の声が寄せられておりました。

こうした県民の声に応えるための対策事業であると理解いたしておりますが、まず一点目として、関係者駐車場整備に当たり、補正予算として計上するに至った経緯について伺いたします。

○議長（工藤慎康） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 昨年末、豪雪等により、青森空港の駐車場において一部の時間帯で駐車に困難を来す状況となったため、青森空港から約一キロメートルにある県有地に空港関係者用の臨時駐車場を整備することとして、令和六年度二月補正予算に所要額を計上いたしました。

その後、空港関係者からの聞き取りにより、県有地から空港までの移動手段等について課題が指摘されたことから、利便性の観点から見直しを行い、改めて新たな候補地の測量、調査に要する経費につきまして、今回の予算に計上することとしたものでございます。

○議長（工藤慎康） 谷川議員。

○二十六番（谷川政人） もともと一キロ離れた場所に計画していたということですが、私も空港関係者の立場であれば、ちよつとそれはきついなというのは正直なところでもあると思います。

ただいまの経緯を踏まえすと、やはり空港関連で勤務する関係者の駐車場を別に設置し、一般空港利用者の駐車スペースをさらに増やしていくことが即効性のある有効的な考え方なのではないかと私も思っております。

そこで、二点目として、空港関係者駐車場の事業内容について伺いたします。

○議長（工藤慎康） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 空港関係者の利便性にも配慮した空港関

係者駐車場の整備に向けまして、空港ターミナル地区に隣接する土地を候補地といたしまして、測量及び用地調査を実施することとしているものでございます。

○議長（工藤慎康） 谷川議員。

○二十六番（谷川政人） 空港の隣接に新たに考えているということでありまけれども、あと二か月もすれば雪が降り積もる季節となります。昨年の年末年始のように駐車場へ駐車できないなどの混乱が生じないよう、しっかりと対策を打つべきではないかと考え、有料駐車場の今冬に向けた対策について伺いするつもりでしたが、この点については、既に大平議員の一般質問において、除雪方法の見直しによる区画開放とデッドスペースへの新たな区画増設によって三百五十台分が確保されると説明がありましたので、この点についての質問は省略いたします。

しかし、空港有料駐車場の混雑問題における根本的な要因は、やはり立体駐車場の漏水にあると思っておりますので、そこで、三点目として、空港立体駐車場の漏水対策について伺いしておきたいと思えます。

○議長（工藤慎康） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 立体駐車場につきましては、天井に張りつけてあるグラスウールの張り替え作業を速やかに実施する体制を整備いたしましたことから、今後、駐車区画の大規模な同時での閉鎖というのは見込まれないものと考えております。

今後は、抜本的な漏水対策に取り組みつつ、施設の老朽化が進んでいることも考慮した長寿命化の対策につきまして、検討を進めていきたいと考えております。

○議長（工藤慎康） 谷川議員。

○二十六番（谷川政人） 立体駐車場に関しては、今後も漏水が大変憂慮されますが、施設の老朽化が進んでいることが非常に懸念されております。今後、先ほど答弁にもありましたように、長寿命化対策や施設の

増設も含めた前向きな検討を進め、空港利用者の利便性の向上に努めていただくことをお願いしておきたいと思えます。

次に、議案第六号「職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案」、条例改正の概要等についてであります。

まずは、条例改正の概要について伺いいたします。

○議長（工藤慎康） 総務部長。

○総務部長（澤 純市） 本県の一般職の職員の旅費制度については、基本的に国に準じたものとなっております。本年四月に国の旅費制度が改正されたことから、その内容を踏まえ、職員等の旅費及び費用弁償について、支給額等の見直しを行うものです。

改正の主な内容としては、鉄道賃等の交通費や赴任に伴う転居費等について、原則として、これまでの定額支給から実費支給に改めることとするほか、宿泊費については、上限つきの実費支給に改めること、旅行雑費を廃止することとなっております。

このほか、旅行者に対する旅費の支給に代えて、旅行代理店等の旅行役務提供者に対して、旅費に相当する金額を支払うことができることとすることや、旅費の返納が生じた場合に旅行者の給与等から差し引くことを可能とするなどの改正を行うこととしております。

○議長（工藤慎康） 谷川議員。

○二十六番（谷川政人） 近年の物価高騰の影響により、県内はもとより、中央要望で東京都内に宿泊するためネット検索してみれば、観光シーズンや大きなイベントの開催などの日程が重ならない日であるにもかかわらず、これまでも利用していた旅費内で賄える同じ宿泊施設が一泊二万円を超える設定になっていることが非常に多くなるなど、宿泊施設を探すことが大変難しくなっていると感じております。

こうした状況を踏まえた上で、今回の旅費改正がなされるものと理解しておりますが、そこで、二点目として、宿泊費の支給額はどのようになるのか伺いいたします。

○議長（工藤慎康） 総務部長。

○総務部長（澤 純市） 宿泊費の支給額につきましては、国家公務員の旅費制度に準じて宿泊費の上限額を宿泊地となる都道府県ごとに規則で定め、その範囲内で実費により支給することとしています。

例えば、宿泊地が東京都の場合、一般職でございますが、一万九千円を上限として、実際に宿泊した宿泊施設の料金を領収書等により確認し、当該料金の額を支給することとなります。

○議長（工藤慎康） 谷川議員。

○二十六番（谷川政人） 宿泊費の支給額は、頂いた資料を見ますと、これまでは甲乙二つの地域に区分し、定額で設定されておりましたけれども、今回の改正ではさらに十二の地域に区分し、上限額が設定されるとの状況であります。しかし、青森県で例えて申し上げます、弘前市のさくらまつり期間中や八月のねふたまつりの期間中は、弘前市内でも一泊三万円を超える料金設定が珍しくないことがあり、視察調査の時期が宿泊地の祭りや大きなイベントなどの時期と重なってしまうようなことも想定しなければいけないと思われま。

そこで、宿泊料金の実費が条例等で定められた宿泊費の額を超える場合、どのような取扱いとなるのかお伺いいたします。

○議長（工藤慎康） 総務部長。

○総務部長（澤 純市） 宿泊料金の実費が条例及び規則で定められた宿泊費の額を超える場合であっても、例えば出張業務が会議出席である場合において、会議の主催者から宿泊施設を指定される場合など、合理的な理由がある場合には、宿泊料金の実費を支給できるよう増額調整の制度を設けることとしていることから、このような場合には職員に自己負担が生じないこととなります。

○議長（工藤慎康） 谷川議員。

○二十六番（谷川政人） 宿泊地で開催する会議等の状況によってはどうしてもそこに泊まらなければいけないという条件の場合は、超える場

合であっても個人負担にはならないという答弁だったと思います。

これまで旅費等は定額支給で行われておりましたが、今回の改正によって実費支給に変更することになります。このことにより、その都度の旅費等に関わる領収書等の審査作業が伴ってくるため、担当職員の事務量が大幅に増加することが懸念されます。

そこで、質問の最後に、旅費等が実費支給となることに伴う審査方法の変更などにより、職員の事務量が增加することが懸念されるが、どう対応するのかお伺いいたします。

○議長（工藤慎康） 総務部長。

○総務部長（澤 純市） 今回の旅費制度の見直しにより、旅費等の精算額は、実際に支払った金額を領収書等により確認することとなるため、審査を担当する職員の事務量は増加することが見込まれますが、旅費システムの改修や審査マニュアルの整備等によりまして、審査に係る事務負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。

○議長（工藤慎康） 谷川議員。

○二十六番（谷川政人） 今回の改正によって、旅行する側及び旅費等を担当する職員、いずれも領収書の作成や保管、審査など、これまで以上に事務作業が煩雑になることが予想されます。今後は、こうした事務の効率化等のためのＩＴ化を進めていただくこともお願いし、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（工藤慎康） 三十四番今博議員の発言を許可いたします。——今議員。

○三十四番（今 博） 新政未来の今博でございます。通告に従いまして、早速質疑を始めさせていただきます。

議案第六号「職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案」、条例改正の内容等について、順次お尋ねいたします。

今回の条例改正は、国家公務員の出張旅費に関する法律改正の施行を受けて行われるものです。国の規定に合わせ、宿泊料は、現行の定額か

ら実費精算へと変わります。これに伴い、知事や副知事といった特別職、そして我々議員自身も同じくルールを見直すこととなります。宿泊費の上限や新しい宿泊手当を設けるなど、旅費制度を大きく改める内容です。県民の皆様方から納得をいただくためには、この仕組みや考え方を分かりやすく説明し、理解を得なければなりません。私自身も対象である以上、透明性と公平性の確保について、県民に説明できる責任を明確に示す必要があります。

まず、新しく設けられる宿泊手当の算定基準について伺います。国の制度や他県の水準と比べてどのように妥当性を判断しているのかお聞かせください。

○議長（工藤慎康） 総務部長。

○総務部長（澤 純市） 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるため、今回新たに設ける旅費の種目であり、その額については、今後、規則において定めることとしております。具体的には、国が設定している額に準じ、内国旅行の場合は、一泊につき二千四百円、外国旅行の場合は、国別に一泊につき三千九百円から五千四百円の間の定額で設定する予定です。

また、宿泊手当の内訳は、朝食代の掛かり増し費用、夕食代の掛かり増し費用及びその他の諸雑費として構成され、支給額の内訳は、それぞれ手当額の三分の一となります。

なお、宿泊手当の額については、国が民間企業の支給水準等を参考に設定している額と同額とすることで、適切な水準を確保することとしております。

○議長（工藤慎康） 今議員。

○三十四番（今 博） 次に、宿泊費とは別に宿泊手当を設ける仕組みについて伺います。

二重の支給と受け止められかねません。県民に対しどう説明し、公平性をどう担保するのか明確にお答えください。

○議長（工藤慎康） 奥田副知事。

○副知事（奥田忠雄） 出張に伴い宿泊した場合の旅費については、現行の制度におきましては、宿泊代金、朝食代、夕食代及び宿泊に伴う諸雑費として宿泊料を定額で支給しているところです。今回の条例改正により、宿泊に要する費用は宿泊費として支給し、また、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用として、新たに宿泊手当を設けることとし、本定例会に改正条例案を提案し、御審議いただいているところです。

この宿泊手当につきましては、先ほど総務部長からも御答弁させていただきましたとおり、宿泊を伴う旅行における朝食代及び夕食代の掛かり増し費用等として支給するものであります。

このため、宿泊施設の料金に朝食代または夕食代が含まれているような場合は、宿泊手当の額から朝食代または夕食代に相当する額を減額し、宿泊費と宿泊手当とで二重払いが生じることがないよう調整を行うこととし、旅費を適正に執行してまいります。

○議長（工藤慎康） 今議員。

○三十四番（今 博） ただいまの答弁に対して再質問いたします。

特別職や議員の宿泊費の上限が職員より高く設定されている理由について伺います。

例えば東京出張の場合、一泊当たり職員は一万九千円に対し、特別職や議員は二万七千円と明らかな差があります。この違いを県としてどのように整理しているか、県民が納得できる形で御説明願います。あわせて、こうした整理が改正後の制度にどのように反映されるのかについてもお聞かせいただきたいと思います。

○議長（工藤慎康） 総務部長。

○総務部長（澤 純市） 本県の特別職及び議員の宿泊費の額につきましては、現行制度においても国が設定する額を踏まえ、一般職の職員よりも高い額に設定しているところでございます。

国では、令和七年四月の国家公務員の旅費制度の見直しにより、宿泊費の額は、国がビジネス目的で利用された宿泊先、宿泊費、泊数等の実勢データを調査し、職階ごとに区分して設定していることから、本県におきましても、国のデータ等を踏まえまして、一般職と特別職を区分して設定しているところでございます。

○議長（工藤慎康） 今議員。

○三十四番（今 博） 関連の再質問をいたします。

総務部の所掌事務は、小谷副知事、奥田副知事が共管、つまり共に担当していると承知しています。その下に人事課を置く総務部が所掌する職員等の旅費及び費用弁償に関する改正条例案は、今定例会の可決を経て、施行規程に基づき、令和八年四月の施行に向けて準備が進むことになると思います。

そこで、二点確認します。

改正条例の施行準備を統括するのは、両副知事のうち、どなたが担われますか。

また、決裁ライン、事務取扱要綱の作成、監査、点検の仕組みなど、準備態勢を副知事としてどのように指示し、整備していくのか御説明願います。

○議長（工藤慎康） 奥田副知事。

○副知事（奥田忠雄） 御質問につきましてですが、議員御指摘のとおり、総務部の事務に関しましては、両副知事の共管とさせていただきます。いるところでございます。したがって、今回の条例改正につきましても、両副知事が共にその内容を確認し、議員の御指摘で言う決裁なども双方の副知事がその決裁に関わっているというところでございます。

また、今後、この旅費制度の執行に当たりまして、様々な規定等の整備が必要となる場合も、同様に両副知事が内容を確認し、適正なものになるように管理してまいりたいというようになります。

○議長（工藤慎康） 今議員。

○三十四番（今 博） 続いて、バック旅行商品の扱いについてお伺いします。

交通費と宿泊費をどのように分けて確認するのか、また、宿泊費上限の適用をどのように整理し、精算の公平性をどのように担保していくのか、現場で迷わない仕組みをお示しいただきたいと思います。

○議長（工藤慎康） 総務部長。

○総務部長（澤 純市） 今回新たに設ける包括宿泊費は、旅行の移動に要する交通費と宿泊費が一体となった、いわゆるバック旅行商品について支給対象とするものでありまして、バック旅行商品の費用の内訳にかかわらず、最も経済的な通常の経路による交通費の額及び宿泊費の上限額の合計額を限度といたしまして、実費により支給するものでございます。

○議長（工藤慎康） 今議員。

○三十四番（今 博） 次に、旅費精算におけるクレジットカード決済についてお伺いします。

個人や法人のカード決済を認めるのかどうか、その方針について確認させてください。あわせて、カード利用に伴うポイント付与の扱いや領収書の確認方法など、透明性を確保する仕組みをどのように整えるのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（工藤慎康） 総務部長。

○総務部長（澤 純市） 職員の出張に伴う交通費や宿泊料金の支払いに当たっては、職員が現金により支払うほか、個人のクレジットカードの利用も制限してはございません。職員個人のクレジットカードの利用については、現金による立替払いの回避、旅行商品や販売方法の多様化等を踏まえまして、これまでと同様に取扱いしていくこととしております。

法人カードのクレジットカードによる支払いにつきましては、支払い事務の効率化や経費節減などの効果を見極めながら、今後、対応を検討

していきたいと考えております。

また、職員個人のクレジットカードで支払った場合に付与されるポイントとは、職員とカード会社の契約に基づくものでありまして、旅費制度とは切り離して考えるべきものと認識しておりますが、その取扱いにつきましては、国や他の都道府県の動向を注視してまいりたいと考えております。

○議長（工藤慎康） 今議員。

○三十四番（今 博） ただいまの答弁に対して再質問いたします。

特別職が現行の条例の下で旅費を精算する際、個人のクレジットカードを使った場合について伺います。その際に付与されるポイントやマイル、商品券といったものを県ではどのように整理しているのでしょうか。県民からは税金が個人の利益に還元されているのではないかとの厳しい懸念が生じかねません。そのため、どの規程に基づいて運用しているのか丁寧な説明をお願いします。あわせて、こうした整理を改正後の制度にどのように反映させていくのかについてもお聞かせいただきたいと思います。

○議長（工藤慎康） 総務部長。

○総務部長（澤 純市） 出張に伴う交通費や宿泊代金の支払いに對しまして、職員個人のクレジットカードを利用した場合に付与されるポイント等の取扱いにつきましては、特別職も一般の職員も同様の取扱いと考えておりまして、個人とカード会社との契約に基づくものであり、旅費制度とは切り離して考えるべきものと整理していることから、特別なルールは定めていないところでございます。

○議長（工藤慎康） 今議員。

○三十四番（今 博） 最後に、直近数年間の平均を基準にした場合、改正後の旅費総額が従来制度と比べ、どの程度増減するのか伺います。さらに、宿泊費上限、宿泊手当、包括宿泊費といった各要素が総額に与える影響をどのように整理しているのか、数字を持って明確にお答

えいただきたいと思っております。

○議長（工藤慎康） 総務部長。

○総務部長（澤 純市） 今回の改正に伴い、宿泊費を上限つきの実費支給とすることや、宿泊手当の新設等、旅費額の増加が見込まれる種目がある一方で、旅行雑費の廃止等、旅費額の減少が見込まれる種目もあると認識しているところでです。

旅費総額に及ぼす影響額につきましては、現行制度における宿泊料が定額支給でもありまして、職員が負担した実費額は把握していないことなどから、現行制度との比較による算定は困難と考えております。

いずれにいたしましても、改正後の旅費制度を適切に運用するとともに、出張を伴う業務を効果的かつ効率的に進めることなどによりまして、県費の適正な執行に努めてまいりたいと考えております。

○議長（工藤慎康） 今議員。

○三十四番（今 博） 次に、議案第一号「令和七年度青森県一般会計補正予算（第二号）案」の四事業に対して質問いたします。

最初は、歳出七款一項十二目「販売促進費」、県産酒米価格高騰緊急対策事業費補助の内容等について伺います。

令和の米騒動の影響で日本酒の原料となる酒米も高騰し、蔵元の経営に重くのしかかっております。

そこで、補助の効果や時期、経営への寄与、さらに想定外の事態への対応について四点お聞きいたします。

まず、本事業による補助は、清酒造りに使う米の費用のうち、どのくらいを実際に賄えるのか、分かりやすい数値で示していただきたいと思います。

○議長（工藤慎康） 観光交流推進部長。

○観光交流推進部長（齋藤直樹） 青森県酒造組合及び清酒製造業者からの聞き取りによりますと、清酒製造の原材料費は、ほぼ酒米代でありまして、県産酒造好適米の場合、令和七年産価格が前年に比べ約一・七

倍に上昇していることから、その上昇分は、原材料費全体の約四割と見込んでいます。

本事業では、価格上昇分の二分の一以内を補助するため、原材料費全体の約二割を軽減することになります。

○議長（工藤慎康） 今議員。

○三十四番（今 博） 次に、酒蔵にとって補助金が負担軽減になったと実感できるのは、いづどのような形でなるのか、交付の時期と方法について、現時点の見通しを示していただきたいと思います。

あわせて、三点目は、この補助により、酒蔵の資金繰りはどのように楽になるのか、仕込みの量を保つことや雇用を守ることにとどのような効果があると見込んでいるのか、具体的に示していただきたいと思います。

○議長（工藤慎康） 観光交流推進部長。

○観光交流推進部長（齋藤直樹） まず初めに、負担軽減を実感できる時期、交付方法についての現時点での見通しでございます。

本事業につきましては、本定例会で御承認をいただいた後、事務手続を速やかに進め、酒米の仕入れが本格化する十月中に補助金の交付申請を受け付けたいと考えています。

また、清酒製造業者の資金面での負担を軽減するため、補助金は年内の概算払いにより、早期に支出できるよう検討してまいります。

次に、酒蔵の資金繰り、仕込み量、雇用維持にどのような効果をもたらすのかの見込みについての御質問についてです。

本事業は、清酒製造業者が多額の資金を要する酒米の仕入れに支援するものでありまして、仕入れが集中する本年十月から来年一月にかけての資金繰りに一定の寄与があるものと考えています。

また、県産日本酒の生産と販売の安定が図られ、結果として、雇用の維持にも一定の寄与があるものと考えております。

○議長（工藤慎康） 今議員。

○三十四番（今 博） 最後に、実際の価格上昇が当初の想定を大きく超えた場合にはどうするのか、補助の適用や追加の支援をどのように整理しているのか伺いたいと思います。

○議長（工藤慎康） 観光交流推進部長。

○観光交流推進部長（齋藤直樹） 本事業では、県産酒米の仕入れ単価の上昇分の二分の一、またはあらかじめ設定した上限単価のいずれか低い額を用いて補助金額を算出するため、実際の仕入れ単価の上昇分が上限単価を上回った場合には、上限単価により補助金額を算出することになります。

また、本事業は、現下の価格高騰の状況を踏まえたものであるため、今後の動向を注視してまいります。

○議長（工藤慎康） 今議員。

○三十四番（今 博） 続いては、歳入十款二項三目「環境保健国庫補助金」、歳出二款一項六目「財産管理費」、歳出七款一項六目「地域企業支援費」、歳出七款三項一目「開発推進費」、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を利用したGX青森アクセラレーション関係事業の取組について伺います。

四点質問します。

GX青森アクセラレーション事業は、加速、促進という意味の英語を冠として名づけられたとおり、温室効果ガスの削減を進める取組を一段と前へ進めるものであります。三つの事業で構成されており、その一つが、住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助です。これは、家庭で使う電気を自分の家で発電して賄う太陽光設備を支援する補助制度で、売電ではなく、自家消費を前提としています。

また、この夏、県から各家庭に「みんなのおうちに太陽光」と銘打ったチラシが郵送されました。太陽光発電設備をまとめて購入する仕組み、いわゆる共同購入事業で、正式には青森県住宅用太陽光発電設備等共同購入事業と呼ばれています。これは、GX青森アクセラレーション

事業の関連施策に位置づけられております。

そこで、二点合わせて質問いたします。

家庭向け太陽光の自家消費を支援する補助制度と太陽光の共同購入事業について、制度設計上、どのように整理されているのか、また、両事業を併せて導入することで費用をどの程度減らすことができるのかお伺いします。

次に、家庭向け太陽光の自家消費を支援する補助制度では、上限額が全県一律とされています。その理由は何か、国の交付要綱に基づく部分と県の裁量による部分を整理し、地域差の影響についてどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（工藤慎康） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） まず、設備導入補助と共同購入事業の制度設計の整理でございます。

御質問の二つの制度につきましては、住宅における太陽光発電設備等の導入促進を図ると同じ目的を持っておりまして、今回御審議いただいております補助制度につきましては、国の交付金を活用して直接的に支援するものに対しまして、本年四月二日から八月二十七日まで参加者を募集した共同購入制度は、県民の皆様が市場原理に基づくスケールメリットを得てもらう機会を提供するものでございます。

そして、これらの導入時の県民の費用軽減でございますが、補助制度では、固定価格買取制度、いわゆるFIT制度の認定を受けない自家消費型の太陽光パネルの導入に対しまして、一キロワット当たり五万円、上限は二十五万円、附帯する蓄電池設備の導入に対しましては、蓄電池価格の三分の一、三十五万円を上限として補助いたします。

なお、共同購入制度につきましては、利用者数や設置容量、契約時の市場価格により変動いたします。

もう一つの御質問、補助制度の補助上限額の考え方と、地域差の影響についてでございます。

本事業の補助上限額は、太陽光発電設備につきましては一般的な発電容量、蓄電池設備につきましては一般的な蓄電池の容量に、国から示された補助単価を乗じて算定したものでございまして、これは、交付決定の権限を持つ国による審査を経て決定したものでございます。

次に、降雪量や住宅環境の違いによる整備費用や稼働率の地域差については、県民の皆様がそれぞれ置かれている状況を踏まえまして設備の規模や規格を検討することから、公平性の観点から県内一律の上限額ということで検討した結果でございます。また、本交付金を活用しております他の地方自治体におきましても、補助上限を複数設定している例はないものでございます。

○議長（工藤慎康） 今議員。

○三十四番（今 博） 三点目は、事業用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助についてお伺いします。

これは、売電をせず、事業所で使うための太陽光発電、蓄電池への補助です。では、申請が集中した場合、出力規模と削減効果の関係をどのように考慮し、公平で実効性のある事業運営をどう確保するのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（工藤慎康） 経済産業部長。

○経済産業部長（上沢謙一） 本事業は、県内事業者のエネルギーコスト削減による経営基盤の強化と、二酸化炭素排出量削減による脱炭素化の両立による成長、発展という目的を最大限達成するため、単位費用当たりの発電出力が高く、二酸化炭素排出削減量が大きいことなどの観点から審査を行うことにより、公平性と実効性を確保することとしております。

○議長（工藤慎康） 今議員。

○三十四番（今 博） 最後に、この事業全体の成果について伺います。住宅で、事業所で、そして閉校した高校の野球場で展開されるGX青森アクセラレーション事業によって、二酸化炭素の削減量はどの程度を

見込むのか、併せて、本県の地球温暖化対策推進計画の中で、この事業をどのように位置づけているのか、さらに、県民に分かりやすい形でどのように説明していくのかお聞かせいただきたいと思っています。

○議長（工藤慎康） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 本事業によりまして計画どおり設備等が導入された場合、年間で約五千五百トンの二酸化炭素を削減できる見込みでございます。これは約千百世帯の年間排出量に相当いたします。もう一つ、ちょっと視点を変えまして、五年間で総額約十億円を見込んでこの交付金でございますが、事業計画では、二酸化炭素一トン分の削減に換算すると約一万千円となりますが、これを上回る負担をしている県民の皆様へ支援するというのが今回の事業でございます。

県では、地球温暖化対策推進計画に基づきまして、省エネルギー対策、再生可能エネルギーの導入、吸収源対策の推進などによりまして、二〇三〇年度における温室効果ガス排出量を二〇一三年度比で五一・一％、八百九十六万五千トン削減する目標を掲げており、直近の状況では二四・八％の削減と順調に推移していますことから、本事業を含めた様々な取組によりまして、目標達成に向けて努力してまいりたいと考えております。

○議長（工藤慎康） 今議員。

○三十四番（今 博） もう少し県民が分かりやすいように、ぜひ御説明を願いたいと思います。青森県に住まいがどのぐらいあつて、その何戸分を賄うんだとか、こういう話を聞いて、私としても大変厳しい理解をさせていたんですが、まあ、いいです。

続いては、最初七款三項四目「原子力立地対策費」、原子力・エネルギー対策県民会議運営費の内容等について、四点質問いたします。

まず、現在設置されている原子力政策懇話会を廃止し、新たに県民会議を設けるに至った背景と理由は何でしょうか。防災を含む新しい課題に因應するためにどのような役割を担う会議とするのかお聞かせいた

きたいと思っています。

○議長（工藤慎康） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） 我が国の原子力、エネルギーをめぐる状況は、本年二月、第七次エネルギー基本計画が策定され、原子力を最大限活用する方針が示されたところでございます。これは、第三次基本計画以来のことです。また、県内の状況は、昨年、青森県・立地地域等と原子力施設共生の将来像に関する共創会議において、取組の工程表が取りまとめられるとともに、使用済燃料中間貯蔵施設が事業開始し、今後、再処理工場及びMOX燃料工場の竣工、操業が予定されております。

こうした状況変化や青森県原子力政策懇話会委員の任期が本年十月十三日に満了することを踏まえ、原子力施設の安全対策はもちろん、原子力防災や原子力施設の立地に伴う地域の振興など、原子力、エネルギーをめぐる様々な課題について幅広い意見を聞き、今後の行政課題について県民の目線に立った適切な対応を行うため、新たに青森県原子力・エネルギー対策県民会議を設置することとしたものでございます。

○議長（工藤慎康） 今議員。

○三十四番（今 博） ありがとうございます。

次に、国が設置した青森県・立地地域等と原子力施設共生の将来像に関する共創会議では、防災拠点整備や避難道路の維持など原子力防災に直結する取組が示されています。これとの関連で新しく設置される県民会議は、防災施策を具体化させるためにいかに寄与するのか、また、各種団体の意見をどのように国との調整や予算要求を含む実効的な施策展開へ結びつけていくのか、考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（工藤慎康） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 県民会議でいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、必要に応じまして、国が設置しております共創会議において共有するなど、議員御指摘のように適切に対応して

まいりたいと考えております。

○議長（工藤慎康） 今議員。

○三十四番（今 博） 知事もおっしゃっているんですが、三点目は、県民会議が掲げる県民の目線を会議運営にどう反映するのかお伺いします。さらに、県民の目線とは住民の生活不安や影響を指すのか、あるいは各種団体の立場に基づく意見を指すのか、具体的にどう解釈しているのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（工藤慎康） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 県民会議では、原子力防災を含む原子力、エネルギーをめぐる様々な課題につきまして、県内の商工、農業、漁業、医療、女性及び消費生活の各分野の団体の推薦者や専門家から幅広い観点に立つて御意見をいただくこととしております。

各団体の推薦者には、団体の立場からの御意見はもとより、御自身の知見を踏まえた御意見を期待しており、県民の目線が深まるものと考えております。

○議長（工藤慎康） 今議員。

○三十四番（今 博） 最後に、県民会議の公開方法についてお尋ねいたします。

議事録の公開にとどめるのか、ネットライブ中継を検討するのか、県民への説明責任の観点からどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（工藤慎康） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 県民会議につきましては、会議内容の公開を基本とし、その実施方法につきましては、今後検討させていただきますと考えております。

○議長（工藤慎康） 今議員。

○三十四番（今 博） 最後の質疑項目は、歳出六款二項二目「りんご生産対策費」、りんご苗木緊急増産体制構築事業の取組について、一点

お尋ねいたします。

雪害からの復旧には改植や補植に必要な苗木の確保が急務です。苗木は二年から三年の育成期間を要し、多様な品種にも対応しなければなりません。このため、需要調査や連絡会議を形式的な対応にとどめず、県民や産地に説明できる責任の果たし方を明らかにする必要があります。そこで、需要調査を苗木増産に直結させるために、県はどのように取り組んでいくのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（工藤慎康） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 苗木の需要調査は、今般の雪害を受けた津軽地域のリンゴ生産者を対象に、市町村や農協の協力を得てアンケート用紙の戸別配布を行い、用紙に記入してもらう方法のほか、二次元コードからスマートフォンで回答する方法を併用し、復旧に必要な苗木の種類や本数等を的確に把握したいと考えています。

需要調査の結果を苗木増産に直結させるため、苗木業者など関係者による連絡会議を開催しまして、需要に応じた苗木の計画的な増産に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（工藤慎康） 今議員。

○三十四番（今 博） しっかりやっていただきたいと思います。

以上で、私からの質問を終わります。

○議長（工藤慎康） 午さんのため、暫時休憩いたします。

午前十一時四十二分休憩

午後一時再開

○副議長（齊藤 爾） 休憩前に引き続き開きます。

質疑を続行いたします。

三十五番川村悟議員の発言を許可いたします。――川村議員。

○三十五番（川村 悟） オール青森の川村です。提出議案に対する質疑を行います。

議案第一号「令和七年度青森県一般会計補正予算（第二号）案」について、最初の質問は、歳出三款一項一目「社会福祉総務費」、医療・福祉施設等物価高騰対策支援事業の取組等についてです。

最初に、本事業の概要について伺います。

○副議長（齊藤 爾） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 医療施設や福祉施設においては、サービスの対価が診療報酬や介護報酬等で定められており、事業者が独自に価格を設定することはできないことから、昨今の物価高騰の影響をより強く受けやすいものと認識しています。

こうした状況を踏まえて、県では、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、医療・福祉施設等に対して、光熱費や食材料費の高騰に係る支援金を支給することとしたものです。

○副議長（齊藤 爾） 川村議員。

○三十五番（川村 悟） 支援対象となる施設の範囲と数について伺います。

○副議長（齊藤 爾） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 本事業は、県内に所在し、本年四月一日時点で事業を実施している医療・福祉施設等を対象としています。具体的には、病院、診療所や薬局といった医療施設等が約二千五百施設、有料老人ホームや訪問介護事業所といった高齢者施設が約三千百施設、障がい者支援施設や放課後等デイサービスといった障がい児者施設が約二千百施設、保護施設が三施設、一般公衆浴場が約三百施設の計約八千施設を対象としています。

○副議長（齊藤 爾） 川村議員。

○三十五番（川村 悟） 今の施設数は、県内全施設が対象であると受け止めてよろしいでしょうか。

○副議長（齊藤 爾） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 県内全ての施設ではなく、対象外と

なる施設もございまして、基準日となる令和七年四月一日時点で休止等により事業を実施していない施設、国または地方公共団体が運営する施設、県税等、県の債権に未納がある施設は対象外となります。

○副議長（齊藤 爾） 川村議員。

○三十五番（川村 悟） 分かりました。

本事業の給付までのスケジュールについて伺います。

○副議長（齊藤 爾） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 本事業は、支援金の支給事務を委託により実施することとしており、十月中にプロポーザルにより委託業者を決定し、委託契約締結後にウェブサイトの開設、コールセンターの設置等を行います。

十二月上旬から来年二月上旬までを申請受付期間とし、受け付けた申請については、順次その内容を審査の上支給し、二月中旬までに支給完了することを予定しております。

○副議長（齊藤 爾） 川村議員。

○三十五番（川村 悟） 要望を申し上げておきます。

昨今、医療・福祉分野においては、急激な物価高騰や人件費増に診療報酬や介護報酬改定が不十分で、経営を圧迫している状況にあると言われております。期待される本事業でありますので、スピード感を持った対応をお願いしたいと思います。

次の質問は、歳出四款四項二目「医務費」、分娩取扱施設緊急支援事業費補助及び地域連携周産期緊急支援事業費補助の取組等についてです。

本事業を実施することとなった背景と目的について伺います。

○副議長（齊藤 爾） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） 本事業は、急激な分娩取扱件数の減少などにより、経営的に厳しい状況にある分娩取扱施設や、近隣に分娩取扱施設が少ない地域に所在する施設を支援することで分娩取扱機能を維持し、地

域で子供を安心して産み育てることができる周産期医療体制を確保するために実施するものでございます。

○副議長（齊藤 爾） 川村議員。

○三十五番（川村 悟） 支援対象となる施設と支援内容について伺います。

○副議長（齊藤 爾） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 分娩取扱施設緊急支援事業費補助は、令和五年度における分娩取扱件数が平成二十九年度から令和元年度までの三年間の平均を下回っている県内十施設を対象とし、一施設当たり二百五十万円の給付金を支給するものです。

また、地域連携周産期緊急支援事業費補助は、分娩を取り扱う病院が一施設以下かつ診療所が二施設以下である二次保健医療圏に所在する分娩取扱施設が対象であり、西北五圏域のつがる総合病院と民間診療所、上十三圏域の三沢市立三沢病院、下北圏域のむつ総合病院の合計四施設を対象に、一施設当たり千四百十万円を上限として運営費を補助するものです。

○副議長（齊藤 爾） 川村議員。

○三十五番（川村 悟） 本議案についても要望を申し上げておきたいと思います。

周産期医療は、医師不足、施設の減少、少子化等、多くの困難に直面しております。分娩費用、分娩取扱施設の支援、地域連携支援で安心・安全の周産期医療確保へつなげていただきたいと思います。

次の質問は、歳出十款四項二目「高等学校管理費」、県立高等学校等就学支援費の概要についてです。

高校生等臨時支援金制度の概要等について伺います。

○副議長（齊藤 爾） 教育長。

○教育長（風張知子） 高校生等臨時支援金制度は、令和七年度限りの国の補助金を活用し、高等学校等就学支援金制度で所得制限を受けてい

る年収約九百十万円以上の世帯の高校生等を対象に、授業料相当の年額十一万八千八百円を上限として、所要の申請を受けて教育費を支給する制度です。

○副議長（齊藤 爾） 川村議員。

○三十五番（川村 悟） 本事業の予算計上に至る経緯について伺います。

○副議長（齊藤 爾） 教育長。

○教育長（風張知子） 高校生等臨時支援金に係る国の補助金については、本年二月二十五日の三党合意を踏まえた予算案の修正を経て、三月三十一日に予算成立したものです。

このため、当該補助金を活用した事業費について、今回の補正予算において計上しているものでございます。

○副議長（齊藤 爾） 川村議員。

○三十五番（川村 悟） 支給対象者数について伺います。

○副議長（齊藤 爾） 教育長。

○教育長（風張知子） 支給対象者数は三千二百十五人を見込んでおります。

○副議長（齊藤 爾） 川村議員。

○三十五番（川村 悟） 三千二百十五人ということで少なくとも人数、支給対象者だと思います。

文科省のホームページなどでは令和七年度のみ適用、拡充という表現がありますが、来年度も継続を望む声が大であります。来年度について、国、県の対応について伺います。

○副議長（齊藤 爾） 教育長。

○教育長（風張知子） いわゆる高校無償化については、本年六月十三日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針二〇二五において、令和八年度予算の編成過程において成案を得て実現するとされております。このことから、県教育委員会では、今後とも、国の動向を注視しな

がら、適切に対応していくこととしております。

○副議長（齊藤 爾） 川村議員。

○三十五番（川村 悟） 国の所管になりますけれども、来年度もぜひ継続していただきたいということを申し上げておきます。

次の質問は、議案第四号「令和七年度青森県下水道事業会計補正予算（第一号）案」、補正の内容等についてです。

資本的収支予算の減額補正の内訳について伺います。

○副議長（齊藤 爾） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 資本的収支予算の補正につきましては、国の内定通知に基づき、岩木川流域下水道事業で五千万円、馬淵川流域下水道事業で約三億九千万円、十和田湖特定環境保全公共下水道事業で約一億円をそれぞれ減額する内容となっております。

○副議長（齊藤 爾） 川村議員。

○三十五番（川村 悟） 今年一月の埼玉県における下水道陥没による死亡事故がありました。全国で陥没事案というのは年二千六百件もあると言われております。県内においても事前の対策が必要と考えるところ
です。

そこで、県内の下水道施設の老朽化対策を計画的に進めるため、県は今後どのように取り組んでいくのか伺います。

○副議長（齊藤 爾） 奥田副知事。

○副知事（奥田忠雄） 下水道施設の老朽化に対しては、県内の各下水道事業者がストックマネジメント計画を策定した上で、計画に基づいた点検、調査を実施し、優先順位をつけて必要な対策を進めています。

県といたしましては、今年七月の全国知事会議で取りまとめられた青森宣言に掲げられたとおり、適切な維持管理や予防保全型インフラメンテナンスへの本格転換に向けて、市町村と連携して、国に対して必要な予算の確保を強く働きかけてまいります。

○副議長（齊藤 爾） 川村議員。

○三十五番（川村 悟） この点についても要望を申し上げておきたい
と思います。

下水道管の整備は、国からの予算確保が最も重要だと思えます。ぜひ働きかけを強化して継続していただきたいと思えます。また、下水道管の主体は各市町村が非常に大きいわけでありまして、先般、一般質問で明らかにされたように、八戸市のように一年以内の速やかな対応を求められるケースもあるようです。県においては、関係市町村のバックアップも併せてお願いしておきたいと思えます。

次の質問は、議案第八号「青森県県税条例の一部を改正する条例案」、法人県民税法人税割の税率の特例についてです。

法人県民税法人税割の税率の特例の概要について伺います。

○副議長（齊藤 爾） 財務部長。

○財務部長（千葉雄文） 今回の県税条例の改正は、令和八年三月三十一日に適用期限を迎えます法人県民税法人税割の税率の特例について、その適用期限を五年間延長し、令和十三年三月三十一日までとするものであります。

この税率の特例は、社会福祉施策の充実に必要な財源を確保する目的で税率や対象法人の基準を見直しながら、昭和五十一年度から実施しております。

具体的には、資本金の額または出資金の額が一億円を超える法人、または法人税割の課税標準となる法人税額が年一千万円を超える法人等を対象に、標準税率一％のところ、一・八％の超過税率を適用しているものでございます。

○副議長（齊藤 爾） 川村議員。

○三十五番（川村 悟） 法人の中でも資本金が一億円以上ということ
で、しっかりした基盤を持っている法人、全体の約一割ということ
で了解しました。

次に、現行の法人県民税法人税割の税率の特例による五年間の増収実

績について伺います。

○副議長（齊藤 爾） 財務部長。

○財務部長（千葉雄文） 現行の制度ということでございますので、令和三年度から令和七年度までの五年間における法人県民税法人税割の税率の特例による増収額につきましては、約二十六億円となるものと見込まれるところでございます。

○副議長（齊藤 爾） 川村議員。

○三十五番（川村 悟） 今後の五年間で同じく二十六億円程度と見てよろしいのでしょうか。

○副議長（齊藤 爾） 財務部長。

○財務部長（千葉雄文） 令和八年度からの五年間における増収額は、現時点では約二十八億円と見込んでおります。

○副議長（齊藤 爾） 川村議員。

○三十五番（川村 悟） 分かりました。

次の質問は、報告第十号及び報告第十三号「専決処分した事項の報告の件」、沿道樹木からの落雪による事故についてです。

今議会の報告案件で樹木からの落雪により自動車損傷となったケースが二件報告されています。

そこで、報告第十号及び報告第十三号の原因となった樹木の特徴について伺います。

○副議長（齊藤 爾） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 報告二件の落雪による事故の原因となった樹木は、いずれも車両の通行には直接的な支障はないものの、道路区域外から道路上に張り出していたものでございます。

○副議長（齊藤 爾） 川村議員。

○三十五番（川村 悟） 道路の外から張り出した樹木というのは民間の所有ということでしょうか。

○副議長（齊藤 爾） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 民間の所有という理解でございます。

○副議長（齊藤 爾） 川村議員。

○三十五番（川村 悟） 道路区域外から道路上に張り出している樹木について、県はどのような対応を行っているのか伺います。

○副議長（齊藤 爾） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 道路区域外の樹木等が道路上に張り出している、または今後張り出すおそれがあると判断される場合には、道路法の規定に基づき、その所有者に枝払いや伐採等の適切な対応を要請しています。

○副議長（齊藤 爾） 川村議員。

○三十五番（川村 悟） 気候変動により、昨年末から今年にかけて未曾有の大雪となっております。今後も繰り返されると考えなければならぬと思います。

そこで、落雪による事故防止の観点で、民法の規定に基づき、道路区域外の樹木であっても道路上に張り出している場合には県が伐採していくべきと考えますが、県の考えを伺います。

○副議長（齊藤 爾） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 民法第二百三十三条の規定によりまず、催告しても越境した枝が切除されない場合、竹木の所有者やその所在が調査しても不明な場合、急迫の事情がある場合には、隣地の所有者が枝を切り取ることができることされておりまして、県は、道路利用者の安全確保などを総合的に判断した上で、道路管理者として適切な対応を講じてまいります。

○副議長（齊藤 爾） 川村議員。

○三十五番（川村 悟） 今、民法の説明がありましたけれども、民法第七百十七条、土地の工作物等の占有者及び所有者の責任という項目があります。これは、その瑕疵責任を誰が負うのかという項でありますけれども、土地の工作物の設置または保存に瑕疵があることによって他人

に損害を生じたときは、その工作物の占有者——県だと思えますけれども——は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならないと定められています。今回の雪害事故に及んだ樹木については、その所有者に伐採等の対応を求めるべきと考えます。再び事故発生の可能性があり、何もしなければ県が賠償の責任を再び負うことになると思います。県の対応について伺います。

○副議長（齊藤 爾） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 議員御指摘のように、所有者において枝払いの対応をしていただくこと、原因者負担の原則などを踏まえると、まず一義に考えるべきかと思っております。その上で、道路管理者、県といったしましては、今後、樹木所有者への注意喚起ですとか、あるいは枝払いの要請といったコミュニケーションの取り方について工夫の余地がないか、あるいはそれでも協力が得られなかった場合に、道路管理者として枝払い実施などの進め方について改善の余地がないかといったことを引き続き考えてまいりたいと思っております。

○副議長（齊藤 爾） 川村議員。

○三十五番（川村 悟） ほぼ分かりましたけれども、最後に要望を申し上げておきたいと思います。

今回は物損事故で終わっていますが、ケースによっては人身事故、死亡事故に発展する要素も含んでいると思います。その際は膨大な損害賠償金を県費から支払わなければならないケースもあり得ると思います。事前のパトロール等をしつかり行い、危険箇所については、樹木であれば所有者に伐採等を求めることで賠償責任を回避することも必要だと思います。要望にしておきます。

○副議長（齊藤 爾） 二十五番吉俣洋議員の発言を許可いたします。

——吉俣議員。

○二十五番（吉俣 洋） 日本共産党の吉俣です。質問します。

議案第十九号「青森県公安委員会委員の任命の件」、任命の考え方について。

提案されている横町氏が委員として適任であると判断した理由について伺います。

○副議長（齊藤 爾） 知事。

○知事（宮下宗一郎） お答えいたします。

今回提案しております横町氏におかれましては、御自身の知識、経験等を生かし、令和元年十月から公安委員会委員として県警察の管理などの役割を担っていただいているところであり、今後とも、その職責を十分に果たしていただけるものと判断し、今回、再任の議案を提案させていただいたものであります。

○副議長（齊藤 爾） 吉俣議員。

○二十五番（吉俣 洋） 公安委員会委員の構成バランスについてなんですが、警察白書を見ると、全国的には経済関係三八・四％、教育関係一八・四％、法曹関係一五・七％、医療関係一一・四％などとなっております。一方、本県は、今回の提案によれば、経済界から二人で六七％、教育界から一人で三三％となります。これは必ず全国と同じ構成割合にする必要はないと思いますが、本県の構成と全国とは少し違っているもので、その理由について確認しておきたいと思います。

公安委員会の候補者の選定に当たり、考慮している事項を伺います。

○副議長（齊藤 爾） 知事。

○知事（宮下宗一郎） お答えいたします。

公安委員会の委員については、法定の欠格要件に該当しないことに加え、各方面を代表する豊富な経験と高い見識を有する方を選任しており、各委員の専門分野が重ならないようにすること及び地域に偏りが生じないことを考慮して選任しているところであります。

○副議長（齊藤 爾） 吉俣議員。

○二十五番（吉俣 洋） 議案には賛成します。一言意見を言います。

今日の質問に当たり、公安委員会と県警察との関係を改めてひもといてみました。結論は、都道府県公安委員会は、都道府県警察を管理しているということになるんですが、この管理の意味について、警察白書には、公安委員会が定める大綱方針に基づき、県警察を監督する趣旨だと書かれていました。この点で公安委員会にぜひ役割を発揮してほしいと思うのが、この間続いた警察官による不祥事案を繰り返さないための役割です。議事録を読むと既に意見は出ているようですが、さらに監督指示の役割を発揮していただくように一言述べておきます。

質問を続けます。議案第一号「令和七年度青森県一般会計補正予算（第二号）案」について、大きく二つに分けて、順次聞きます。

一つ目の柱は、物価高騰対策として提案されているもののうち、米価高騰に伴う二つの事業についてです。物価高騰対策は喫緊の課題であり、提案されたものが速やかかつ効果的に実施されることを願って質問します。

最初に、歳出三款二項一目「児童福祉総務費」、あおもり米子育て応援事業の内容等について。

米価の高騰は全世帯に影響を及ぼしますが、中でも特に食べ盛りの子供たちがいる家庭に厳しい影響が出ているということは強く感じてきました。したがって、十八歳以下の子供に対して県産米購入のための支援をすることは前向きと考えます。この事業は申請方式ですので、最大の課題は、対象者が全員ちゃんと申請できるかという点になると思います。本来ならクーポンをもらえる対象であるはずの方が申請しないまま終わってしまうようなことがないようだと思います。特に今回は市町村で同様の事業を行っており、青森市の場合なんかは黙っていても届くというスタイルですから、余計に申請漏れが起きないかが心配されます。

そこで聞きますが、支援が対象者に行き届くことが重要だと思っています。本事業をどのように周知するのか伺います。

○副議長（齊藤 爾） 奥田副知事。

○副知事（奥田忠雄） 県では、支援の対象となる子育て世帯に漏れなく申請方法等を知っていただくため、青森県LINE公式アカウントをはじめとした県の各種広報媒体のほか、テレビや新聞、SNS広告などによる周知を積極的に行ってまいります。

また、市町村の広報紙への掲載や学校を通じたチラシの配布など、関係機関とも十分に連携を図り、本事業のきめ細かな周知を図ってまいります。

○副議長（齊藤 爾） 吉俣議員。

○二十五番（吉俣 洋） 今回の重点是支援交付金を使っている。これは市町村も同じです。念押しとして聞いておきたいのは、市町村が同様の事業を行っていますが、その場合、県の事業と市町村の事業が重なっても県のクーポンは交付されると考えていいかどうか確認しておきます。

○副議長（齊藤 爾） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） 議員御発言のとおり、それぞれ受給可能です。

○副議長（齊藤 爾） 吉俣議員。

○二十五番（吉俣 洋） というのは、同様の事業を全ての市町村が行うというわけではないので、米購入助成を行う自治体については、市町村と共に県の支援もあるよということがよく分かるように広報、周知してほしいんです。先ほどきめ細やかなということがありましたので、そのきめ細やかの中に、市町村でやっていることとともに、県のももらえますよということがしっかり分かるようにしていただきたいということを述べておきます。

もう一点、県の内部作業になると思うんですが、申請が重複することが懸念されます。それを防ぐためにどのような対策を講じているのか伺います。

○副議長（齊藤 爾） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） 県では、重複申請等を防ぐため、申請時に提出される本人確認書類を基に、申請者の子供に関する情報をリスト化し、重複申請等をチェックする仕組みを講じることとしております。

○副議長（齊藤 爾） 吉俣議員。

○二十五番（吉俣 洋） 私は、今回の事業が子供単位で設計されていることを歓迎します。実際には親が申請するケースが多いと思いますが、子供一人一人に視点を置いて県の取組が行われるということは大変大事だと考えます。その点で、見落としてはいけないと思うこととして聞きます。

児童養護施設などに入所している子供たちへの支援、こうした子供たちに対してどのように支援を届けるのか伺います。

○副議長（齊藤 爾） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） 児童養護施設等に入所している子供に対しては、各施設長などからの申請に基づき対応していくこととしてしております。

○副議長（齊藤 爾） 吉俣議員。

○二十五番（吉俣 洋） 今回の事業が申請方式となっているのは、ひとえに県が直接子供の名簿を持っていないことによると思います。名簿があれば届けばいいわけですが、一方、児童養護施設などはいろいろなルートで県は名簿を持っていると思います。数も限られていると思います。この児童養護施設などについては、県から直接声をかけるということがあってもいいと思いますが、そういう手だては考えているでしょうか。

○副議長（齊藤 爾） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） 実施方法については様々検討いたしました。その中で複数のやり方、例えば、今我々がやる申請型と、名簿を

押さえてやるプッシュ型と二重にやることにつきましては、やはり煩雑性等がございまして、そのために事業実施に時間を要するといったことも懸念されますので、今回は申請型一本でやるということにしております。

○副議長（齊藤 爾） 吉俣議員。

○二十五番（吉俣 洋） 児童養護施設などから申請してもらうという申請方式そのものにいろいろ言っているわけではない。それは申請してもらえばいいと思うんですが、問題は、その方々には県がいろいろ申請、別の形の申請、許可申請を持っているでしょうか、いろいろつながりがあると思うんですね。ぜひ申請してくださいねということを県から声をかけるという手だてを打ってほしい、漏れないようにするという意味でお願いしたいと思います。

要望を一つ述べます。

DVなどにより複雑な家庭環境にあるお子さんの場合も考える必要もあると思っていて、例えばDVが原因で親権を持っている親と離れて暮らしているお子さんのお米券の請求権は誰が持つのかということも課題になると思うし、共同親権とかが施行されればなお複雑な要素になるということが予想されます。実態に即して丁寧な対応をしていただきたいと思います。

子育て支援として、米の購入支援は大変大事だと思います。同時に、家計全体への物価高騰支援についても手だてが求められているということをお述べしておきます。

もう一つ、米価高騰のあおりを受けているのが酒米です。

歳出七款一項十二目「販売促進費」、県産酒米価格高騰緊急対策事業費補助の内容等について質問します。

私はあまり日本酒は詳しくないんですが、現場の声を聞いてこようと思ひまして、日本酒に詳しい安藤県議会議員と共に、弘前市の酒蔵にお邪魔しました。酒米の高騰は深刻で、六十キロ三万円を上回り、平年の

倍と。三年前から予約しているので経営計画への負担が重い、お酒の価格を上げるところもあるかもしれないが、それが日本酒離れを加速させないか心配だというような話で、まさに死活問題となっています。必要な量の酒米が確保できない事態も想定され、そうならば酒米の品種を変えることも迫られます。お話を伺った酒蔵の社長さんは、そのお米じゃなければ出ない風味があるとおっしゃっていらして、私は酒造りに妥協しない覚悟のようなものを感じて感銘を受けました。酒米購入への支援は必要だと考えます。

提案されている事業は、補助率二分の一であるとしつつ、補助単価の上限が定められています。一方、この間、農協が二度目の概算金引上げを行い、それが酒米高騰にさらに影響を既に及ぼしているということが考えられます。この上限設定についてどのように考えたのかお聞きします。

算定根拠を伺います。

○副議長（齊藤 爾） 観光交流推進部長。

○観光交流推進部長（齋藤直樹） 本事業では、酒造好適米、加工用米、一般米、それぞれについて補助単価の上限を設けており、青森県酒造組合及び清酒製造業者からの聞き取りにより、令和七年産の仕入れ単価の見込みから、令和六年産実績を差し引いた上昇額を算出し、その二分の一を上限としました。

○副議長（齊藤 爾） 吉俣議員。

○二十五番（吉俣 洋） 午前中も質疑があったんですが、ぜひその上振れしたときの対応は考えてほしいと思っっているんです。というのは、聞き取りした段階では多分概算金の二度目の引上げはなかった段階だったと思うんですね。その後、概算金が引き上げされて、それがさらに上振れをつくっている可能性があるということですので、ぜひ配慮いただきたいと思うんですが、酒蔵の方から山田錦のことを教えていただきました。これは酒米の王様と呼ばれているようですが、これが兵庫の

米だということで、当然、県内の酒蔵の中には山田錦など県外の酒米を購入している割合が高いところもあると思います。午前中、全体で言うと八割が県産米だという答弁があったんですが、二割はそうじゃないということもあります。

一方、今回の事業の対象が県産酒米に限定されています。今回、補助対象を県産酒米に限定したのはなぜか、その理由を伺います。

○副議長（齊藤 爾） 観光交流推進部長。

○観光交流推進部長（齋藤直樹） 本事業では、補助対象を県産酒米に限定することで、本県の清酒製造における県産酒米の使用量の減少を防ぎ、県産酒米で造られた日本酒の安定生産を図るものです。

また、本県では、本年六月に県産日本酒が地理的表示「GI青森」として国から指定されたところであり、高品質でおいしく、青森ならではの特性を持つ県産日本酒の生産の円滑化につながることが期待できると考えております。

○副議長（齊藤 爾） 吉俣議員。

○二十五番（吉俣 洋） それ自体は大変大事なことだと思っております。

今、主食用米があまりにも高騰していて、酒米と価格が逆転しているケースもあるということが結局酒米作りが敬遠されるメカニズムになっているということですので、したがって、米価の高騰そのものが落ち着かなければ根本解決にならないと思いますし、そこに政治の役割があると思います。ただ、酒蔵への支援というのは継続して取り組んでほしいということは述べておきます。

午前中の答弁の中で、支援の仕方について、概算払いのようなものも考えたいという答弁がありました。これは大変大事で、喜ばれると思います。ぜひそうした丁寧な援助を続けてほしいと思います。

今日、十月一日は日本酒の日です。今回、お話を伺った酒蔵の社長さんが、いろいろ実情は大変だという話とともに、一番強調されていたの

は日本酒を飲んでほしいということでした。私の目を見て言っていた。フランス人が誇りを持ってワインについて語るように、日本人が日本酒の魅力を語ってほしいとおっしゃっていました。日本酒を飲んで応援を、愛せよ日本酒、愛せよ県産酒ということですね。この熱いメッセージを私自身もしっかり受け止めていきたいと思っております。ぜひ諸先輩方にいろいろ教えていただきたい。

次に行きます。補正予算の内容についての質問の大きな二つ目の柱として、県独自の課題に関わる幾つかについて聞きます。

私は六月の一般質問の際、総力を挙げて取り組むべき二つの分野として、リンゴの雪害被害と陸奥湾ホタテ養殖について取り上げました。今回の補正予算でそれぞれについて事業が提案されているので質問します。

まずリンゴです。歳出六款二項二目「りんご生産対策費」、りんご苗木緊急増産体制構築事業の内容等について。

今冬のリンゴの雪害被害を受け、日本共産党として二月、東北農政局への申入れを行いました。その際、改植事業への支援について議論となり、苗木の確保についての課題意識を持ちました。今回、苗木増産に踏み出すことが大事だと考えています。提案されている事業は、今年から始めるものと来年から始めるものの二つに分かれます。その理由を聞きます。

全体計画において、苗木を複数年に分けて増産する理由を伺います。

○副議長（齊藤 爾） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） リンゴ苗木の増産における全体計画では、今般の雪害で不足している十五万本の生産を見込んでいますが、苗木を作る際に必要となる台木の親株をすぐに増やせないため、苗木全量分を一度に確保できない状況です。

このため、まずは台木の確保が可能な五万本分の苗木生産に着手し、残りについては、今後実施予定の苗木の需要調査により、必要本数を精

査した上で、令和八年度以降に実施することとしたものです。

○副議長（齊藤 爾） 吉俣議員。

○二十五番（吉俣 洋） 必要な増産本数を見極めたいと。その増産本数を見極めることを待たずに早く増産体制にも入りたいと。この両方を考えたやり方として理解しました。必要なことだと思えます。

この事業の取組として、災害備蓄を見据えた地域の苗木安定供給体制の検討とあります。それが必要だろうなという事は思いつつも、なかなか難しいんじゃないかなということも率直に思っています。

そこで、災害に備えた苗木の安定供給体制構築に取り組むこととした背景と目的について伺います。

○副議長（齊藤 爾） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 先般の雪害では、苗木需要の急激な増加により、復旧に要する苗木をすぐに確保できない状況となり、リンゴ園地の速やかな復旧を妨げる要因となりました。

このため、災害などの不測の事態にあつても持続的なリンゴ生産が可能となるよう、苗木業者や果樹産地協議会等の関係者と共に、台木の備蓄や苗木の安定供給体制構築の検討に取り組むものです。

○副議長（齊藤 爾） 吉俣議員。

○二十五番（吉俣 洋） 台木や苗木の備蓄がどういう形でできるのか少し検討いただいて、私も勉強したいと思うんですが、事業としては必要だということはおく分るので、取り組んでほしいと思います。

次に、ホタテについてです。歳出六款六項二目「漁業金融対策費」、漁業災害経営資金利子補給費補助及び歳出六款六項十目「水産業振興費」、ホタテガイ採苗緊急支援事業費補助の内容等について。

日本共産党は、九月十三日、平内町でホタテシンポジウムを開催しました。平内町長や高橋千鶴子さんなどにパネリストになっていただき、県からも来ていただき、文字どおり党派を超えて百五十人に参加いただきました。このシンポジウムを開いた最大の問題意識は、今の危機を陸

奥湾全体の力で乗り越えるために、様々な立場の人々が一堂に会して話し合うプラットフォームが必要じゃないかと考えたことです。ホタテ漁の条件ややり方は地域差がありますが、高温と餌不足は湾内全体に広がっているし、ラーバも餌も人為的な線引きを超えて湾全体に広がります。陸奥湾全域に視野を広げ、その視野で新たな条件を探してこそホタテ養殖の持続可能性が見えてくると考えました。

その場でも報告があったんですが、今年の生育状況は本当に心配で、昨日も報道がありました。今年もへい死が広がっている。去年が分散後のへい死だったということと比べて、今年はこの時期からへい死が見えているということで大変心配です。

シンポジウムでは、陸奥湾からホタテがなくなったらどうするのかという発言もありました。現場の漁師がそう言わざるを得ないほどの状況になっている下での補正予算の提案です。緊張感を持って当たる必要があると思っています。

幾つか聞いていきます。まず、採苗体制への支援についてです。

ホタテガイ採苗緊急支援事業の内容について伺います。

○副議長（齊藤 爾） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 本事業は、来年の親貝不足が見込まれる中、今後の稚貝確保に向けて、令和八年春に陸奥湾内の漁業者が行う採苗器の投入数を増加させるためにかかる費用の二分の一相当額を取りまとめの窓口となる青森県漁業協同組合連合会に対して補助するものです。

本事業で補助対象とする経費は、採苗器本体や採苗器をつり下げるロープなどの購入費のほか、用船料や事務費などとなっております。

○副議長（齊藤 爾） 吉侯議員。

○二十五番（吉侯 洋） 採苗器の投下数を増やしたい、ラーバ採取の手段を増やしたいということは大事だと思うんです。同時に、今現場で危惧が広がっているのが親貝そのものの不足で、昨日の報道でも、今年

のへい死が半成貝だけではなく成貝にも広がっているということもありました。タイの被害被害なんかも本当に心配で、そういう下で今回採苗について支援をするというわけですが、期待される効果をどう考えているのか伺います。

○副議長（齊藤 爾） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） 本事業により採苗器の投入数が例年より二割程度増加することとなり、漁業者は養殖に必要な稚貝をこれまで以上に確保できることから、これを成貝づくりに振り向けることで、親貝不足の解消や今後の生産量の回復にも寄与していくものと考えております。

また、陸奥湾ホタテガイ総合戦略に基づいて、むつ湾漁業振興会が今年から湾内での稚貝融通体制を構築したところであり、全湾でより多くの稚貝を確保することで、稚貝を十分に確保できなかった地域の漁業者へ効果的に融通されることも期待されているところでございます。

○副議長（齊藤 爾） 吉侯議員。

○二十五番（吉侯 洋） 繰り返しになるので、卵が先か鶏が先かみたいな話になるんですけども、採苗器を増やすことは大事だということをお願いながら、地域によって差があるのかもしれないですけども、私が聞いた限りでは今年もラーバは取れているんですね。それでなお今のへい死の状況に直面していると。そして、親貝がやっぱり不足している。だから、結局親貝がいないとラーバも取れないということになっていくんじゃないかなということを心配してまして、親貝の確保については、今どういう角度で考えているのか伺いたいと思います。

○副議長（齊藤 爾） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 親貝確保に向けては、現在、県産業技術センター水産総合研究所において、高水温耐性を持った親貝の確保などについて検討しているところでございます。

○副議長（齊藤 爾） 吉侯議員。

○二十五番（吉侯 洋） 高水温耐性を持ったホタテ親貝の研究をして

いるということでしたので、これはぜひ期待したいと思うんですが、採苗体制を増やすための支援は必要だとしても、それ以外の支援も急がれます。その一つが漁業者の生活・営業支援なんですね。やっぱりいろいろ物を買って借金が増えて、けれども、物が取れなくてということが物すごい悲鳴となっています。

その一つとして利子補給費補助が提案されていると思うのでお聞きしますが、青森県農林漁業災害経営資金金融通助成条例の発動理由について伺います。

○副議長（齊藤 爾） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 青森県農林漁業災害経営資金金融通助成条例に基づく漁業災害経営資金の発動基準は、当該災害による漁業被害の総額が四億円以上で、県経済に及ぼす影響が大であると知事が認める場合などとなっています。

令和六年に発生した陸奥湾高水温によるホタテガイのへい死は、現段階で被害額が発動基準である四億円を大きく上回ると見込まれ、漁業再生産が厳しい状況となっている漁業者もあり、県経済に及ぼす影響が大きいと考えられることから、被害を受けた漁業者が速やかに経営の再建ができるよう、同条例の発動に向けた準備を進めているところです。

○副議長（齊藤 爾） 吉侯議員。

○二十五番（吉侯 洋） 私たちは五月の県への申入れの段階から今の事態を災害と捉え、市町村が金融支援に踏み出せるようにと求めてきました。仕組みから言うと、県がそういった形で発動すると。市町村が実際に金融支援にということになるようですが、この仕組みを伺います。

青森県農林漁業災害経営資金金融通助成条例を発動する仕組みを伺います。

○副議長（齊藤 爾） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 青森県農林漁業災害経営資金金融通助成条例の発動に当たっては、まず、被災した漁業者が住所を有する市町村に

において、市町村が漁業者の経営状況を確認した上で、被害を認定します。次に、市町村が認定した漁業者の資金需要に応じて、県に経営資金の融資希望額などを申請します。

これを受けて、県は、被害の総額が四億円以上となっているかなど条例の発動基準に適合していることを確認の上、漁業関連災害としての指定及び経営資金の貸付期間、貸付限度額、償還期間等の条件を県報で告示することにより、発動する仕組みとなっています。

○副議長（齊藤 爾） 吉侯議員。

○二十五番（吉侯 洋） イメージで言うと、例えば罹災証明のようなことで市町村が個別に見ていくというようなことかなと思って聞きました。先ほど答弁があったように、速やかに手が届くということを考えてもぜひ市町村と連携を取って、できるだけ早く県報に載せるという形に持っていっていただきたいと思っています。

私は、九月のシンポジウムに向けて、できる限りホタテ小屋を訪ねて要望を聞いてまいりました。青森市内では漁獲量が七割減ならいいほうで、一割にしかならないところがざらだという声が寄せられています。借金だけは数千万円に膨れ上がっているという声も寄せられました。返す当てがないから借金しないというところも多いんですが、少しでも有利な利率で融資できるようにすることも必要だと思います。

そこで、漁業災害経営資金の貸付金利について、被害を受けた漁業者の負担を軽減するため、より低く設定すべきだと考えます。県の見解を伺います。

○副議長（齊藤 爾） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 漁業災害経営資金の貸付金利については、自然災害により被害を受けた農林漁業者が活用可能な類似制度との均衡を保つ観点から、青森県農林漁業災害経営資金金融通助成条例の発動日に、日本政策金融公庫が設けている災害等資金の貸付金利に準じて設定することとしています。

本資金の貸付金利については、通常の運転資金の貸付金利と比較すると、低めの金利設定となっております。

○副議長（齊藤 爾） 吉侯議員。

○二十五番（吉侯 洋） ホタテ漁師の皆さんの話を聞いて本当に感じるのは、自然条件と向き合いながらも何とかして今の危機を乗り越えていこうというような意欲です。シンポジウムของときも本当に切実な声がいっぱい出てきて、北海道から稚貝を持ってこれないのかとか、陸上養殖の可能性はどうなんだ、あるいは漁業権の区域を超えた共同はできないのかということなど、いわば従来の枠を超える取組を求める声が続きました。いろいろ言っても結局は高温対策だという声もあります。残渣を有用物として整理して、海への処理ができるようにすること、あるいは瀬戸内海特措法のように、閉鎖性海域特措法といった形の法整備も必要じゃないかと思っております、これは国に私たちも要望していきたいと思っております。

改めて平内町や横浜町の今年の大量へい死の状況が報道されましたので、少しお聞きしておきたいんですが、横浜町の状況については、地元議員から状況を寄せていただきました。四地点で本当に壊滅的だと。へい死率は、A地点一〇〇%、B地点九九・九%、C地点九五・五%、D地点七五・九%、ほぼ全滅という状況です。しかも、低くするからへい死を免れているかというところ、そういう状況にもないということも調査から分かる数字も出ております。

この深刻な今の実態を受けて、県として改めてどのように対応するのか伺います。

○副議長（齊藤 爾） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 陸奥湾の一部の養殖施設においてホタテガイのへい死が確認されているということは、漁業関係者あるいは水産事務所から情報を得ておりますし、また、今夏の陸奥湾における高水温も長期化していることからしますと、ホタテガイのへい死ということが

懸念されているところでございます。

県といたしましては、今後、むつ湾漁業振興会や県産業技術センター水産総合研究所、市町村と連携し、海水温が下がり、ホタテガイの体力が回復する十一月に陸奥湾全域での実態調査を行い、その結果を踏まえて必要な対策を検討していきたいと考えております。

○副議長（齊藤 爾） 吉侯議員。

○二十五番（吉侯 洋） これは知事もぜひホタテを本当に守るということで力を尽くしてほしいと思うんです。

ホタテシンポで平内町長が、ホタテは単なる水産物ではなく地域の宝物だと発言され、感銘をいただきました。既に県も県産業技術センター水産総合研究所も様々な努力をされていると思います。本当に敬意を表します。力を合わせて乗り越えられるようお願いしたいと思います。

なお、加工業者など関連業者への影響も深刻で、この点も視野に入れた対応が行われるように求めています。

次に進みます。歳出十款四項四目「学校建設費」、下北地区統合校校舎等建築事業の概要等について

今回の補正予算案の概要について伺います。

○副議長（齊藤 爾） 教育長。

○教育長（風張知子） 今回の補正予算案は、本年七月に決定した新たな校舎等整備方針に基づくものであり、令和九年四月の開校に向けて、むつ工業高等学校の既存校舎の一部改修を実施するため、設計費として二千六百十二万八千円を計上しています。

また、全学年十五学級を収容できる新校舎を建設するための設計費として三千五百九十五万七千円を計上するとともに、設計期間が二か年にわたることから、三千六百九十六万九千円を債務負担行為として設定するものです。

このほか、管理・教室棟の改築に係る経費として、令和七年度当初予算で計上していた二十六億二千五百九十七万七千円を減額補正するもの

です。

○副議長（齊藤 爾） 吉俣議員。

○二十五番（吉俣 洋） この学校の設置に至る過程においてはいろいろな意見もありましたが、地元との協議も経て今の形になっているということであれば、入学する生徒さんたちにとってどうかということは考える必要があると思っています、その点で既存校舎の一部改修ですが、開校までに間に合わせる必要があります。

改修内容及び整備スケジュールについて伺います。

○副議長（齊藤 爾） 教育長。

○教育長（風張知子） 既存校舎の一部改修については、令和九年四月の開校に向けて、屋上防水改修、実習室の一部転用改修及びトイレ改修を行うものであり、令和七年度に設計、令和八年度に工事を実施し、開校までに完了する予定としています。

○副議長（齊藤 爾） 吉俣議員。

○二十五番（吉俣 洋） 改修の中身でもう一つだけ聞いておきたいのはトイレのことです。この間、政府が改定した避難所の運営指針では、スフィア基準を満たすべき基準に引き上げました。そこではトイレの男女比を一对三にすることが言われていました、一方、国もトイレの男女の比率について新たな検討を始めています。下北地区統合校で改修とはいえトイレに手をつけるというのであれば、国の動向を先取りしてスフィア基準を満たす形で改修すべきだと考えます。

既存改修の一部改修に当たり、トイレの男女比率についてどう対応していくのか伺います。

○副議長（齊藤 爾） 教育長。

○教育長（風張知子） 統合校で使用する校舎のトイレの配置については、むつ工業高等学校、大湊高等学校における男女別の生徒の人数等を勘案しながら、今後実施予定のトイレの改修設計の中で検討することとしております。

○副議長（齊藤 爾） 吉俣議員。

○二十五番（吉俣 洋） その検討の中で、ぜひスフィア基準ということとは念頭に置いて検討いただくとお願いしたいと思っています。

次に進みます。サンドームの問題について質問します。

歳出二款二項三目「地域振興費」、青森市屋内グラウンド移転整備調査事業の概要等について。

本事業の概要と調査スケジュールについて伺います。

○副議長（齊藤 爾） 交通・地域社会部長。

○交通・地域社会部長（松木久義） 本事業は、統合新病院の整備に伴う青森市屋内グラウンドの移転整備に対する県による協力について具体的に検討するため、現施設の構造、建築工法、面積、標準耐用年数及び同種同等の建物を建築する場合の工事費等について、専門的知見を有する事業者による調査を行うものです。

調査に要する期間は半年程度を見込んでおり、同市から資料提供などの協力を得ながら調査を進め、三月末までに調査結果をまとめたいと考えています。

○副議長（齊藤 爾） 吉俣議員。

○二十五番（吉俣 洋） いわば現在存在しているサンドームという建物の値打ちと言えはいいのちよつと分かりませんが、評価をするというところに着手するということだと思ふんですが、今日ぜひはつきりさせておきたいのは、サンドームの移転に関わって県と市が何をどこまで合意しているのかということです。費用負担の協力は約束しているようですが、その内容について伺います。

青森市屋内グラウンドの移転整備費用への協力について、現在の青森市との協議状況を伺います。

○副議長（齊藤 爾） 交通・地域社会部長。

○交通・地域社会部長（松木久義） 青森市の担当課とは、同市が設置している（仮称）新青森市屋内グラウンド整備に係る有識者会議の開催

結果の共有などをしながら、移転整備費用への協力に関する協議の進め方などについて打合せを行っているところです。

県では、移転整備への協力の範囲は現施設が基準になると考えており、現施設の推定再建築費等を正確に把握するための調査が必要であること、具体的なことは調査の進捗に合わせて協議していきたいことなどを市に説明しており、市からは、今回の調査に必要な各資料について貸与を受けることとなっています。

○副議長（齊藤 爾） 吉侯議員。

○二十五番（吉侯 洋） 現施設の評価が基準になるということになるわけですが、今回は県がそういう形で、ちよつと分かりませんが、例えば何億円とかという形で評価されるんだと思うんですけども、県は評価を持つ、だけれども、市が評価を持たなければお互いに同じ土俵でやり取りできないような気もするんですが、市はサンドームの評価基準を持つていないんでしょうか。

○副議長（齊藤 爾） 交通・地域社会部長。

○交通・地域社会部長（船木久義） 今回の調査、評価につきましては、県が協力する額を算定するに当たり必要となるものでございますので、県として行っております。市では、この建物につきましてどの程度になるのかといったことについて調査する予定はないと聞いております。

○副議長（齊藤 爾） 吉侯議員。

○二十五番（吉侯 洋） やっぱリープンで、対等で議論するにはお互いにこの評価を持っていないとなかなか議論できないんじゃないかなということをお心配するんですが、要するに、現在は費用負担は協力するということについては約束していると。ただ、その中身についてはまだ分かりませんということです。

一方、青森市長は、七月十五日の記者会見で、県と市がお互いの土地を貸し合うような感じになるとし、県有地の借地料はかからないという見通しを語りました。これは報道がありました。この七月十五日の記者

会見の動画を見ますと、このときは記者の質問に答えているんですが、記者は、セントラルパークにサンドームが移転することになったようだがということをお前提に質問し、市長もお互いに土地を借り合うから借地料は要らないだろうということをお答弁しています。この市長発言についての県の認識を問います。

サンドームの移転先はセントラルパークと決まったのか、その場合、借地料は要らないということでお合意しているのか伺います。

○副議長（齊藤 爾） 交通・地域社会部長。

○交通・地域社会部長（船木久義） 市長がそのような発言をしているということは承知しております。ただ、今、市では有識者会議で様々な意見を聞いて、今年度中に整備方針を決定、公表すると聞いております。セントラルパークに整備すること自体も市の中で今検討されているものと思います。そうした時点になれば、改めて県に対して様々相談があるものと思いますので、そこで県としても意思決定していくことになると考えております。

○副議長（齊藤 爾） 吉侯議員。

○二十五番（吉侯 洋） 例えばセントラルパークに行くとした場合、統合新病院は青森市の土地にありますから借地料をお互いにチャラにしましょうねということは選択肢としてあり得ると思うんですけども、市長はそうなるだろうということをお言われたわけですが、そういうこともまだ検討の土俵には乗っていないということで理解していいですね。お願いします。

○副議長（齊藤 爾） 交通・地域社会部長。

○交通・地域社会部長（船木久義） 市からはまだそのような相談はございません。

○副議長（齊藤 爾） 吉侯議員。

○二十五番（吉侯 洋） そこで知事にお聞きしますが、結局サンドームの移転に関わって県がどこまで協力していくかということの腹を持つ

ているのかということです。言えることも言えないことも当然あるでしょうけれども、統合新病院の整備に伴うサンドームの移転ですから、県としてどこまでこういった協力をしていくつもりでいるのかという点について認識を伺います。

○副議長（齊藤 爾） 交通・地域社会部長。

○交通・地域社会部長（松木久義） 先ほども答弁いたしました。市では、今、様々検討をしている最中でございます。現時点で協力を要請されているものは費用への協力ということで、それについて今協議を進めている段階でございます。今後、様々協議が進む中でいろんなことが出てくるかと思いますが、その出てきた段階で我々としては考えていきたいと思っております。今時点でどこまで、どこまでといったことは考えておりません。

○副議長（齊藤 爾） 吉侯議員。

○二十五番（吉侯 洋） では、どれぐらいになるか分からないけれども、とにかく協力はしますよ、費用負担については協力しますよということは合意されている、そこまでだということですから、そういうことで理解したいと思えます。

最後の項目へ行きます。歳出七款三項四目「原子力立地対策費」、原子力政策懇話会運営費及び原子力・エネルギー対策県民会議運営費の内容等について。

今回、原子力・エネルギー対策県民会議というのを新たに作るという事になったわけですが、そもそも危機管理局にあった原子力政策懇話会運営業務を環境エネルギー部に移管しました。その理由について伺います。

○副議長（齊藤 爾） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 環境エネルギー部では、これまでも原子力に係る広聴活動を継続的に実施しております。その一環といたしまして、原子力政策懇話会の業務を危機管理局から引き継いだところ

でございます。

○副議長（齊藤 爾） 吉侯議員。

○二十五番（吉侯 洋） 私は建設危機管理委員会でもちよつとやり取りさせてもらったんですが、原子力の検証の機能が失われることになりました。それはやっぱり懸念するところです。午前中の議論の中で、幅広い意見を聞き、県民の立場に立つてというような話があったんですが、今回、委員の人数が減ります。そして、公募の委員も置きません。そこで、二つ聞きますが、現行の原子力懇話会と新設する原子力・エネルギー対策県民会議に係る委員構成及び人数について伺います。

それと、原子力・エネルギー対策県民会議の委員構成について、公募委員を置かないとした理由を伺います。

○副議長（齊藤 爾） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 政策懇話会の委員につきましては、県内各種団体の代表者七名、有識者三名、原子力、放射線、地震地質学及び建築構造などの専門家十二名、公募委員三名の計二十五名でございます。県民会議の委員は、県内各種団体の推薦者七名、原子力、防災、放射線及び地域振興の専門家五名の計十二名で構成を予定しております。

そして、今回の県民会議で公募を置かない理由でございますが、県民会議では、委員を県内各種団体の代表者ではなく、団体の推薦者とした上で、商工、労働、農業、漁業、医療といった各分野の団体に加え、生活者の観点からの意見聴取のため、女性団体や消費生活団体を含むことで幅広い観点に立った御意見を得られるものと考えております。

そして、原子力施設の立地に係る重要な局面におきましては、これまでも広く一般県民を対象とした県民説明会を開催しております。こうした形で幅広い御意見を伺っていきたいと考えております。

○副議長（齊藤 爾） 十一番夏坂修議員の発言を許可いたします。――夏坂議員。

○十一番（夏坂 修） 公明党の夏坂修でございます。通告に従いまして、順次質疑を行ってまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

初めに、議案第一号「令和七年度青森県一般会計補正予算（第二号）案」について、一項目めとして、歳出二款一項六目「財産管理費」、県有施設等太陽光発電設備等導入推進事業の内容等についてお伺いいたします。

国では、二〇五〇年カーボンニュートラル実現のため、地域の創意工夫による温室効果ガス排出削減に向けた取組を支援する地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を創設しており、本県では、今年度、GX青森アクセラレーション事業が同交付金の重点対策加速化事業として採択されたところであります。採択された同事業は、住宅用及び事業者向けの太陽光発電設備、蓄電池の導入を支援するとともに、未利用公有地への太陽光発電設備の導入を五年の計画期間で進めていき、GX青森の加速化を図っていくことを目的としたものであると認識しております。

そこでまず、県有施設等へ太陽光発電設備等の導入を推進する本事業の内容についてお伺いいたします。

○副議長（齊藤 爾） 財務部長。

○財務部長（千葉雄文） 本事業は、先ほど議員から御紹介がありましたとおり、国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用し、未利用県有地に発電事業者が太陽光発電設備を設置し、県庁舎等に電力を供給する事業となります。

具体的には、公募型プロポーザル方式により選定されました発電事業者に、県の未利用地を無償で貸し付けた上で、当該事業者と電力の供給契約を締結することになります。これにより、未利用地の有効活用と環境価値を付加した電力の活用が可能となるものであります。

○副議長（齊藤 爾） 夏坂議員。

○十一番（夏坂 修） ただいま御答弁いただきました県有施設への太

陽光発電設備の導入ということで未利用公有地への整備ということでございます。

では、具体的に本事業の今後のスケジュールについてお伺いいたします。

○副議長（齊藤 爾） 財務部長。

○財務部長（千葉雄文） 本予算について御議決をいただいた後になりますが、速やかに事業者選定を行った上で、年内に事業者と所要の契約を締結いたしまして、令和八年三月に発電設備の設置工事を完了させる予定となっております。

その後、電力会社との協議を経て、令和八年七月頃の運用開始を見込んでいるところであります。

なお、発電設備設置後の電力供給の契約期間は、最長で二十年を見込んでいるところであります。

○副議長（齊藤 爾） 夏坂議員。

○十一番（夏坂 修） 先ほどの内容の答弁の中で、具体的に未利用公有地の場所の御答弁がなかったんですが、まず、場所についての御答弁をいただきたいのと、それから、ただいまスケジュールについてお話がございました。プロポーザルでの事業者選定から実際に事業者を選定して設置工事を行うまでの期間が非常にタイトだなという印象を受けます。

事業者選定から設備整備の期間が非常に短いように感じておりますが、本当にタイトなスケジュールで大丈夫なのか、パネル設置ということとでありますから、そういう期間で設定しているという部分はあるかと思えますけれども、スケジュールの設定の理由についてお伺いしたいと思っております。

○副議長（齊藤 爾） 財務部長。

○財務部長（千葉雄文） まず、場所でございますけれども、八戸市南郷地区に位置します旧八戸北高等学校南郷校舎の野球場の敷地を活用

することとしております。

それから、事業者選定から設備整備までの期間が短いのはちょっと心配だという御質問でございますけれども、本事業による太陽光発電設備設置工事につきましては、対象となる土地が既に、先ほど申し上げたとおり野球場ということでありまして、敷地に係る土地の改良などが不要であるということ、それから、工事内容が太陽光発電設備とその附属設備の設置のみということでございますので、冬期間の工事となりますが、工期は三か月程度で完了できるものと見込んでおります。

○副議長（齊藤 爾） 夏坂議員。

○十一番（夏坂 修） ただいまの御答弁で南郷にございます旧八戸北高校南郷校舎の野球場の敷地に設置することでございます。スケジュール等については、先ほどの答弁の理由で工期的には問題はないんじゃないかなという内容でございました。

また、実際に業者が決まりまして、工事をしていくということになれば、幾ら太陽光の設備とはいえ、期間が短いとはいえ、丁寧に地元住民への説明の機会というのを設けていくべきかなとは思っております。その辺の今後の説明会などの機会についてはどのようにお考えになつているのかお伺いいたします。

○副議長（齊藤 爾） 財務部長。

○財務部長（千葉雄文） 本事業による周辺地域に与える影響といたしましては、重機の出入りに関して発生する騒音ですとか、振動というものが考えられます。このことから、事業者の決定に伴いまして、速やかにその周辺住民の皆様に対する説明方法などについても協議をしたいと思いますと考えております。

○副議長（齊藤 爾） 夏坂議員。

○十一番（夏坂 修） この旧野球場に設置する太陽光発電設備の工事でありますが、御承知のとおり、旧八戸北高校南郷校舎そのものにつきましては、プライフーズさんが土地を取得して、新たな鶏肉の加工場の

工事が既に始まっております。ちょうど今、基礎工事をやっている状況で、相当大型な重機なり、車両が通っております。相当ににぎやかな、また、非常に騒がしいような状況になっていきます。それに加えて、同じ時期に太陽光発電設備の工事も始まっていくことを考えれば、やはり地域の安全という部分の確保、また、地域住民の理解、コンセンサスというのにも十分に図っていく必要があるかと思っておりますので、ぜひ丁寧な説明をしていただければと思っております。

今回の未利用の県有施設への太陽光発電設備の設置は、地球にやさしい青森県行動プランにも掲げている県有施設への太陽光発電設備の導入推進の一環であり、県有施設の脱炭素化を進める一助にもなるかと考えております。

では、どれぐらいのCO₂削減につながるのか気になるところであります。先ほど今議員への答弁では、住宅用、事業用、また、県有施設の三つの太陽光発電設備の設置における全体のCO₂削減の数字の答弁がございました。この県有施設の整備における二酸化炭素排出量はどのぐらいの削減効果につながるのかお答えいただければと思います。

○副議長（齊藤 爾） 財務部長。

○財務部長（千葉雄文） 事前に行った調査結果によりますと、年間で二酸化炭素約八百トン削減できる見込みでございます。これは、灯油に換算しますと、約三百二十キロリットルの灯油を使用した際に排出される二酸化炭素排出量に相当すると考えております。

○副議長（齊藤 爾） 夏坂議員。

○十一番（夏坂 修） 承知いたしました。二〇三〇年までに県有施設の電力消費に伴うCO₂排出量ゼロを目指すというのが今回の国の交付金の要件であると聞いております。ハードルが高い内容であるかと思いますが、今回の事業が県内のモデル事業として、他の公共施設や市町村での導入普及の呼び水となるよう、ぜひ取り組んでいただきますよう要望させていただきます。

次に、補正予算案の二項目めとして、歳出四款四項二目「医療費」、病院間の患者搬送のための病院救急車活用促進事業の取組等について伺います。

全国的に高齢化の進展等により救急搬送件数が増加し、また、不要不急な救急要請の増加なども重なり、真に必要な傷病者への対応が遅れ、救命率の向上に影響を及ぼす問題が以前より指摘され、救急車の適正利用への対応が課題となっております。

そうした中、全国で広がっているけがや病気が発生した場合に救急車が必要かどうかなどを電話で相談できる「＃七一一九」が、救急車の適正利用に有効に機能し、本県でも昨年八月より運用が開始されているところであります。

一方で、病院間の転院搬送における救急車の適正利用の推進については、平成二十八年三月に消防庁と厚生労働省の連名で各都道府県知事宛てに通知が出され、本年六月三十日には、その改訂版となる通知が出され、その中の都道府県の役割についての改訂内容として、「病院救急車の導入及び運航体制の整備を促進するため、病院救急車の導入・運用に必要な経費に対する国の財政支援等も活用し、病院救急車の導入・運行情況の整備を進めること」と表記されております。今回の予算措置は、その通知を踏まえたものと理解しております。

そこでまず、本事業の内容について伺いいたします。

○副議長（齊藤 爾） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 本事業は、二次救急、三次救急を担う高次の救急医療機関が、治療により回復した患者を連携する医療機関へ転院搬送を行い、救急医療のための病床を確保する取組等を促進するため、救急医療機関における病院救急車の運転手の確保及び病院救急車に搭載する医療機器等の設備整備に対し、補助を行うものです。

○副議長（齊藤 爾） 夏坂議員。

○十一番（夏坂 修） 救急車といいますと、一般的には事故現場であ

ったり、様々な施設への要請に対しまして、消防にある救急車が広く認知されているところかと思えます。そもそも、この病院救急車とはどういうものなのか、この議案の表記にもあります病院間の患者搬送のためとはなっていますが、そのとおりかと思えますけれども、もう少し病院救急車の詳細について教えていただければと思います。

○副議長（齊藤 爾） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 病院救急車は、医療機関が所有する患者搬送に必要な機器及び医薬品が装備された緊急走行が可能な自動車です。

医療機関の職員の運転により、患者を医療機関等に搬送するまでの間、同乗する医療従事者が医療を継続し、搬送中の急変等にも対応できる体制を有しており、本県では、救命救急センターに指定される医療機関等で運用されています。

○副議長（齊藤 爾） 夏坂議員。

○十一番（夏坂 修） ただいま御答弁がございました病院救急車の活用によって、病院の経営の部分につきましてはどのようなメリットがあるものなのかお伺いいたします。

○副議長（齊藤 爾） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 高次の救急医療機関では、救急搬送された患者を治療後に病院救急車を用いて連携する医療機関に転院搬送した場合、救急患者連携搬送料を診療報酬において算定することができ、病院の収益増加が図られます。

○副議長（齊藤 爾） 夏坂議員。

○十一番（夏坂 修） ただいま御答弁いただきました診療報酬上の救急患者連携搬送料が昨年度新設されて、病院救急車に医師や看護師等が同乗して病院間を搬送する場合でも評価、算定に加わっているという部分が経営上のメリットがあるという部分かと思えます。

では、最後ですけれども、本事業によってどのような効果が期待でき

るのか伺いいたします。

○副議長（齊藤 爾） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） 救急医療機関が患者の搬送手段として病院救急車を確保することで、状態が安定した患者の一般病院等への転院搬送が円滑に行われ、救急医療機関は緊急度が高い重症な患者に、より迅速かつ集中して対応できるようになることが期待されます。

また、救急医療機関と地域の一般病院との連携が強化されることにより、効率的かつ効果的な医療提供体制の構築が期待されるところでございます。

○副議長（齊藤 爾） 夏坂議員。

○十一番（夏坂 修） 病院救急車につきましては、冒頭、救急車の適正利用というような観点のお話もさせていただきましたが、今の答弁のように、病院間のスムーズな搬送という部分で、より体制強化につながっていくという部分があるかと思えます。ぜひ関係機関と連携を図っていただいて、スムーズな搬送に役立てていただきますよう御要望させていただきます。

次に、補正予算案の三項目めとして、八戸東高等学校土地購入に係る債務負担行為について伺いいたします。

八戸東高等学校は、非常に長い歴史と伝統がある県立高校の一つかと思えます。実際に、東高校を卒業された議員が私の後ろにお二方いらっしゃいますし、また、それ以外にもPTAとか、講演会等で携わっているほかの議員さんいらっしゃる中で、卒業生じゃない私が質問するのは大変恐縮でございますが、親戚にもたくさん東高出身者がおる中で、今回、議案の内容が今後に非常に明るい希望を持てるような内容でございましたので、ちょっと取り上げさせていただきました。

八戸東高校の校舎は、一九六八年の十勝沖地震、一九八七年の岩手中部地震、そして、一九九四年の三陸はるか沖地震で大きな被害を受け、そのたびに狭い校庭に仮設校舎を建てながら、校舎の復旧工事をしてき

た経緯がございます。今般、その八戸東高校の校舎の改築に当たり、隣接地取得に係る債務負担行為を設定し、現行の改築計画を変更するための予算案が計上されたところであります。

そこでまず、八戸東高等学校における現行の改築計画がどのような内容なのか、その概要について伺いいたします。

○副議長（齊藤 爾） 教育長。

○教育長（風張知子） 八戸東高等学校の現行の改築計画では、同校の敷地が狭隘であることから、まずは屋外運動場に仮設校舎を設置し、普通教室棟の機能を移転した上で、既存の普通教室棟を解体し、その跡地に新たな校舎を整備することとしており、新校舎の供用開始後に仮設校舎を撤去し、跡地に屋外運動場を再整備する予定となりました。

○副議長（齊藤 爾） 夏坂議員。

○十一番（夏坂 修） 特に普通教室が、先ほど申し上げました十勝沖地震で被害を受けて、その後に建て替えられて、建築から五十年以上たつ建物で改築が必要とされていた中での今回の変更かと思えます。

そこで、現行の改築計画を見直して隣接する土地の購入を検討することになった経緯について伺いいたします。

○副議長（齊藤 爾） 教育長。

○教育長（風張知子） 今般、仮設校舎の設置に向けて準備を進めていたところ、隣接する土地の地権者側から県教育委員会に対し、土地の売買についての打診がありました。

当該土地を取得することで、一つ、学校の敷地が広がり、仮設校舎を設置することなく普通教室棟の改築が進められること、二つ目として、これにより事業費の縮減が見込まれること、三つ目として、校舎移転の回数が減り、生徒への負担が軽減されること、四つ目として、狭隘な屋外運動場を拡張することで学習環境の充実が図られることなど、現行の改築計画と比較して十分なメリットが期待できることから、計画を見直すこととしたものです。

○副議長（齊藤 爾） 夏坂議員。

○十一番（夏坂 修） 今回の議案の予算立てに当たつての経緯について御説明いただきました。本当にもともと敷地が狭い中で、改築にしても不自由な、また、一番は非常に狭隘なグラウンドで体育の授業であつたり、部活動にも支障があつた中で、今回ありがたいことにお隣の地権者の方から購入のお話があつたということで、今後、本当に土地を買えるにしても離れた土地ではなくて、地続きでそのまま土地を広げられるというメリットは本当に大きいかと思ひます。今後、それに合わせた改築計画も、大きな設計そのものもいろんな選択肢も出てくると思ひますし、何といつても校庭が第二グラウンドということで制限されていたものが、広いところでの体育の授業であつたり、自校の敷地内で対応できるようにするという部分は、そういう意味では可能性が非常に大きいのかと思ひております。今後どういう計画になるかはこれからと思ひますので、ぜひとも生徒たちに最適な学習環境になるような形でいろんな議論をしていただいて、有効な計画にさせていただきますよう要望させていただきます。

それでは次に、議案第十一号「青森県道路法施行条例の一部を改正する条例案」、条例改正の概要等について伺ひます。

本条例案は、沿道区域の指定の基準等を定めるための条例改正であるとのことですが、まず、条例改正に至つた経緯について伺ひたいします。

○副議長（齊藤 爾） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 災害時に電柱の倒壊、倒木などが発生し、道路の交通が阻害され、道路啓開作業の長期化ですとか、災害復旧活動の支障が生じていたことから、民地であつても道路管理者が指定した沿道の区域内に工作物などを設置する際には届出を義務づけ、設置場所の変更などの必要な措置を勧告できる制度が道路法の改正により創設されました。

今般、この制度の実地での導入に向けまして、国と共に進めてきた準備が整つたことから、区域の指定に係る基準ですとか、公示内容などを条例で定めるため、青森県道路法施行条例を改正するものでございます。

○副議長（齊藤 爾） 夏坂議員。

○十一番（夏坂 修） 経緯の部分としてお話がございました。やはり昨今の様々な自然災害等で緊急輸送道路などいろいろな支障が生じてきた背景があつての道路法の改正ということでございました。それで、この経緯を踏まえての条例改正がどのような内容なのか、また、具体的な沿道区域、届出対象区域の指定がどこになつていくのかが気になるところでございます。

そこで、今回の条例改正の概要と今後の区域指定の見通しについて伺ひたいします。

○副議長（齊藤 爾） 奥田副知事。

○副知事（奥田忠雄） 今回の条例改正は、道路の損害や交通に危険を及ぼす場合に、県が電柱などの管理者に対して防止措置を命ずることができる沿道区域の指定に係る基準や、電柱などを新設する際に届出が義務づけられる届出対象区域の指定に係る公示内容などを定めるものです。

条例改正後は、指定の準備が整つた八戸自動車道八戸北インターチェンジから、青森県広域防災拠点である長根公園までの六・九キロメートル区間を、国と県が年内を目途に、それぞれの管理区間について、沿道区域と届出対象区域の指定を行う予定であります。

この指定により、民地への電柱の新設が抑制され、県が進める道路の無電柱化と併せて、災害時などにおける道路閉塞のリスク低減が期待されるところであります。

○副議長（齊藤 爾） 夏坂議員。

○十一番（夏坂 修） 今後の区域指定の見通しの部分についての御答

弁をいただきました。実際に八戸市の区域の指定ということでのお話がございました。もし可能であれば、具体的にどの区域の指定なのかという部分を御答弁いただければと思います。

○副議長（齊藤 爾） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 先ほどの答弁の繰り返しも一部含まれますけれども、このたび、指定の準備が整いました八戸自動車道八戸北インターチェンジから、青森県広域防災拠点である長根公園までの国道四十五号の（後刻「直轄の国道四十五号と、その先に県が管理する区間〇・二キロを含めた」に訂正）六・九キロメートル区間を指定するという予定にしております。

○副議長（齊藤 爾） 夏坂議員。

○十一番（夏坂 修） 分かりました。基本的に今後の指定に関しましては、国、また県が協力して無電柱化の工事をしている区間があると思います。恐らくその無電柱化の工事をしているところを沿道区域であったり、届出指定区域に指定していくような流れになるかと思えます。ぜひとも今後、八戸市の先ほど言った区域以外にも、県内で必要に応じて、これは国道、県道に限らず、市町村道なんかも緊急輸送道路の指定というのもされていくのかなと思っております。基本はやはり無電柱化をしているところが優先的になっていくのかなと思いますが、ぜひ法改正の目的に沿って、行政一体となって今後の対象区域の指定を進めていただきますようお願いさせていただきます。

それでは最後に、議案第十四号及び議案第十五号「工事の請負契約の件」について、三・三・八号白銀市川環状線橋梁整備工事について伺ってまいります。

今現在、鋭意工事が進められております都市計画道路三・三・八号白銀市川環状線の尻内工区における馬淵川に架かる橋梁工事の契約案件となりますが、まず、今回の工事内容について伺いいたします。

○副議長（齊藤 爾） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 大変恐れ入りますけれども、先ほどの道路区域の指定について、若干追加の答弁をさせていただければと思います。

国道四十五号と申し上げましたが、正確には直轄の国道四十五号と、その先に県が管理する区間〇・二キロがございましたので、それを含めて区域指定ということで予定をしているものでございます。訂正させていただきます。

そして、今ほど御質問のございました工事の内容についてお答えいたします。

これらの工事につきましては、都市計画道路三・三・八号白銀市川環状線の一部といたしまして、一級河川馬淵川に架かる橋長二百八十一・七メートルの仮称馬淵川橋の上部工事となります。

工事内容といたしましては、鋼橋の桁の製作、そして製作した桁の運搬、架設となっております。右岸側の田面木工区と左岸側の尻内工区に分けて、これらを二つの工事として実施するものでございます。

桁の架設につきましては、十一月から五月までの非出水期での施工を条件としているものですから、両工事ともに令和十年三月二十五日までの工期としておりまして、これに間に合うよう、これら議案の可決をいただいた後、速やかに桁の製作に着手する予定としているものでございます。

○副議長（齊藤 爾） 夏坂議員。

○十一番（夏坂 修） 今、この橋梁に関しましては、橋脚のいわゆる下部工の工事が進んでおりまして、今の契約の内容ですと、上部工の部分につきまして、田面木側、それから尻内側、両方向から工事を進めて桁をドッキングさせるような内容かと思えます。この上部工がつながっていくだけでも橋梁全体のスケール感というのが見えてくるのが期待されております。

次に、今後の橋梁整備のスケジュールについて伺いいたします。

○副議長（齊藤 爾） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 仮称馬淵川橋につきましては、今後、架設する桁の上に設置するPC床版の製作及び設置、車道や歩道となる部分の舗装、そして、高欄や照明灯等の道路附属物の設置といった工事を実施する予定としております。

○副議長（齊藤 爾） 夏坂議員。

○十一番（夏坂 修） ありがとうございます。具体的なスケジュールまではなかなかお話ししにくい部分はあるかと思いますが、この三・三・八号の環状線につきましては、全体的なスケジュール感というのが示された部分もございまして、相当に地元住民からの期待が大きい部分でございします。やっぱり橋が架かることでさらなる進捗も見えてくる部分もあると思いますし、また、ちよつと離れておりますけれども、三・三・八号の尻内工区の部分では、近くに合同庁舎の整備工事も始まっておりまして、相当に工事車両がこの周辺を行き来する安全面でも非常に配慮すべき地区であるかと思ひます。ぜひとも全体的なスケジュール感に従って、まずはこの大事な橋梁部分の工事を計画どおりに進めていただいて、全体の完成につなげていただきますよう要望させていただきます。ありがとうございます。

○副議長（齊藤 爾） 十五分間休憩いたします。
午後二時四十二分休憩

午後三時再開

○議長（工藤慎康） 休憩前に引き続きいて会議を開きます。
質疑を続行いたします。

四十八番鹿内博議員の発言を許可いたします。――鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 鹿内ですが、質疑を行います。既に通告しておりますが、御答弁があった内容については割愛させていただきます。まず、議案第十九号「青森県公安委員会委員の任命の件」についてで

ありますが、公安委員の選任に際して、知事が期待する公安委員会の活動について伺います。

○議長（工藤慎康） 知事。

○知事（宮下宗一郎） お答えいたします。

公安委員会委員には、県警察の事務について運営方針を定め、運営方針に即して警察行政が行われるように管理し、これらを通じて警察行政の民主的運営の保障と政治的中立を確保するといった役割があります。それぞれの委員の皆様には、その豊富な経験と高い見識を生かして、こうした役割を果たすことに御尽力いただけるものと期待しております。

以上です。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 次に、議案第一号「令和七年度青森県一般会計補正予算（第二号）案」について、歳出七款三項四目「原子力立地対策費」、原子力・エネルギー対策県民会議運営費の内容等について伺います。

これまでの原子力政策懇話会から、タイトルにエネルギーが増えました。そして、幅広い県民の意見を聞いて、県民目線の対応ということが設置目的であるとしながら、委員の数は今までの半数、なおかつ公募委員がゼロ、今までは三名であります。これでは現状の原子力政策懇話会よりも後退したものと考えますが、知事の見解を伺います。

○議長（工藤慎康） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 県民会議では、本県に立地する原子力施設の安全性はもとより、国の原子力・エネルギー政策、それから原子力防災、地域振興など、原子力、エネルギーをめぐる様々な課題について幅広い観点に立って、県内各種団体の推薦者や、それぞれの分野の専門家から御意見を聞くものでございます。

委員数につきましては、会議の機動性を高めるため、原子力政策懇話

会から確かに十三名ほど減らしておりますが、その過半は十二名から五名に見直した専門家委員でございます。県内各種団体は、商工、労働、農業、漁業、それから医療といった分野に、生活者の観点からの意見聴取のため、女性団体や消費生活団体を加え、県民目線での幅広い意見を聞くための委員構成を予定しております。

なお、原子力施設の立地に係る重要な局面におきましては、これまで広く一般県民を対象とした県民説明会も開催しておりますので、トータルで考えますと後退しているものとは考えておりません。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 現在の懇話会の委員のうち、既に団体の方は七名おられるわけです。懇話会は代表で七名、そして、新しい県民会議は推薦で団体が七名、ほぼ同じなんですね。一方で、懇話会のときには公募が三名いらっしゃいましたが、今回は公募がゼロと。前は合計十名、今度は七名、公募はゼロ、完全に後退じゃないですか。

○議長（工藤慎康） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 重ねての御質問でございますが、県民会議は確かにこれまでと同じような構成ではございますが、女性団体や消費生活団体なども含めまして、幅広い観点に立った御意見を得られるものと考えております。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） それは現在も女性・婦人団体の方が入っておりますし、漁業者、農業者も入っています。

知事にお聞きしたいんですが、知事は県民対話を重視すると。まさに公募に応募するのは、県政に対して問題意識を持って県政に参画したいという意識を持っている方です。団体推薦とは全く違う。ですから、知事が求めている県民参加なり、県民主役の県政というのは、やはり公募という県民の自主自立、自発、そういう意思を大事にするということが最も私には必要だと思うんですね。それをなくしてしまう。これはやはり

知事の県民との対話を重視する、あるいは県民参加という姿勢に反することだと思うんです。これは知事に見解を伺います。

○議長（工藤慎康） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 先ほど申し上げたように、各種団体の代表者ではなく、今度は推薦者をいただくということで、幅広い御意見がいただけると思います。そしてまた、原子力施設の立地に係る重要な局面におきましては、幅広く一般県民を対象とした県民説明会も行っておりますし、加えて、従前から取り組んでいる原子力に係る広聴活動もございます。こういった意味でトータルで考えましたとき、我々は今回こういった形が適切であると考えたところでございます。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 知事に聞いたんですね。公募という性格、趣旨と団体の推薦は全く違う。公募という県民の自主自立、自発性です。これを知事は尊重するということが県民対話ということを大きく掲げているわけですから、公募をなくすることは知事の姿勢に反する。だから知事に伺ったんです。環境エネルギー部長に聞いているんじゃないんです。知事の政治姿勢に関わることだから、知事に聞いているんです。知事の見解を伺います。

○議長（工藤慎康） 知事。

○知事（宮下宗一郎） お答えいたします。

答弁については、事前に当然ながら部長というか、各部局と調整して答えておりますので、そういう意味では、先ほど環境エネルギー部長が答弁したことが私の見解でありますし、今後、知事というふうに御指摘いただいて環境エネルギー部長が答えることも全て知事としての答弁と受け止めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 知事答弁には納得できませんが、次に移りま

す。

幅広い意見を聞く、県民目線に立った対応をするということであれば、県民アンケートあるいは県民の意識調査も行うべきと考えますが、この点についても知事の見解を伺います。

○議長（工藤慎康） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 県では、原子力・核燃料サイクルに係る広聴活動としては、県民を対象とした意見交換会や原子力モニター事業などの活動も継続的に実施しております。

また、県内における原子力施設の立地に係る重要な局面におきましては、これまでも県議会や市町村長会議、そして原子力政策懇話会、県民説明会など、幅広く御意見を伺ってきたところでございます。

県といたしましては、原子力・核燃料サイクルについては、今後とも、県民の代表である県議会やその他の活動を通じて幅広く御意見を伺いながら、適切に対応していきたいと考えております。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 先ほどの吉俣議員の発言にもありましたが、三村県政では、原子力政策懇話会と原子力政策の検証チーム、その前は検証室でありましたが、まさに検証する業務と県民からの声は一体で進めるということをしてきました。ところが、今の県民会議の場合には、この検証作業の検証室も検証チームもありません。やはりこれまでのように、宮下県政二年間は検証チームがあつたわけですから、同様に県民会議に検証チームあるいは検証室が検証して、その状況を提供するという対応をしていくべきだと思いますが、知事の見解を伺います。

○議長（工藤慎康） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） これまで、県内におけます原子力施設の立地に係る重要な局面においては、原子力政策懇話会のほか、県議会、市町村長会議、県民説明会で頂戴した御意見なども踏まえ、総合的に判断してきたところでございます。今後は、県民会議などからいただく御意見な

ども踏まえ、総合的に判断していくことになるものと考えております。

なお、国や事業者が行う原子力施設の安全対策等につきましては、県の立地対策と安全確保対策を担う関係部局が連携して必要な調査、分析等を行っており、その結果については、県民会議に提供させていただくこととなるかと考えております。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） これまでの検証チームあるいは検証室を引き継がなかった理由はなぜですか。

○議長（工藤慎康） 知事。

○知事（宮下宗一郎） お答えいたします。

原子力関連施設の安全性ということについては、日常的に検証が必要だと自身は感じています。最終局面で形式的に検証すると。今までが形式的だったかということとはまた別ですけども、というところに重きを置くのではなくて、日常的な安全検証をしつかりと図っていくということが重要であるという観点に立つて、今回の改革を進めております。以上です。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 私は、やっぱりこれまでと同様に検証チームあるいは検証室をきつちりと設けるべきだということを提案しておきます。

次に、この県民会議に県民目線、それから、できるだけ多くの県民の声を反映できるように、県民会議の運営の仕方についてはどのような運営をしていくのか伺います。

○議長（工藤慎康） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 県民会議につきましては公開を基本に、また、後日、議事録を公表することとしております。これによりまして、多くの県民の皆様に必要な情報が届くように検討してまいります。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） この県民会議の開催ですが、どのような状況になつたら開催するのか、知事の決定なのか、あるいは誰かの要望なのか、また、テーマをどのように決めるのか、それぞれについて伺います。

○議長（工藤慎康） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 県民会議の開催時期やテーマにつきましては、その時々状況を踏まえ、決定していきたいと考えております。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） それでは、現時点で直近で予定している時期、あるいはテーマは何でしょうか。

○議長（工藤慎康） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 議会の御議決をいただいた折には、まずは新しく組織会を設けなければならないと考えておりまして、その段では、まずは県内の原子力施設の現状についての御説明等が予定されるのかと考えております。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） その時期は十一月なのでしょうか、十月なんでしょうか。伺います。

○議長（工藤慎康） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 現時点で可決前でございますので、決定しておりません。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） そのテーマについてであります、事前に頂いた資料を見ますと、六ヶ所再処理工場の設工認審査の状況の確認、あるいは使用済燃料中間貯蔵事業及び再処理事業に係る実施環境の確認などと勉強会というものが事業として資料に記載されておりますが、したがって、この会議で再処理事業の長期利用の安全確保対策、あるいは

中間貯蔵事業の中長期計画、同時にプルトニウムの利用計画、それらの妥当性についても私はやはり意見を聞くべきだと考えますが、これについて知事の見解と対応を伺います。

○議長（工藤慎康） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 再処理事業の長期利用の安全確保対策、それから中間貯蔵事業の中長期計画、プルトニウム利用計画の三つのことについてでございますが、県民会議のテーマにつきましては、先ほど申し上げましたように、その時々状況を踏まえ決定しますが、これら三つの対策や計画は、いずれも重要なテーマであると認識しております。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） ということは、これをテーマに開催するということでございますね。

○議長（工藤慎康） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） あまりたればな話は言つてはいけないと思うんですが、今回の議案について御議決いただいた後に検討してまいりたいと思います。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） どういうテーマで議論するのか、会議の性格、目的が分からなければ審議のしようがないです。判断のしようがないです。全部後で決めるんだ、あれもこれも後で決めるんだじゃないはずですよ。委員の数はもう何度も言われているし、当然テーマは最も重要なものでありますから、頂いた資料にはそれに近いものを書いてあるわけですから、当然今言った三つの要素については県民会議のテーマとして開催すべきだと思います。知事の見解を伺います。

○議長（工藤慎康） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 環境エネルギー部長がちよつと苦勞して答弁していると思うんですが、まず、議決前に明確にこれをやるということを

言うということがふさわしいかどうかということはあると思います。ただ、テーマとして私たちが考えているということであれば、議員御指摘のテーマは、当然この原子力・エネルギー対策県民会議のテーマになり得るものと私は考えています。

以上です。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 当然テーマとして出す場合に、そのテーマに県として、あるいは知事としてどういう認識、見解を持っているのか、会議のメンバーなり、県民に説明すべき要素だと思うんですが、中間貯蔵の今回示された中長期計画について、知事はどういう見解をお持ちでしょうか。

○議長（工藤慎康） 時間を止めてください。

再開してください。鹿内議員に申し上げます。ただいまの質疑は所管外となりますので、質問を変えてください。——鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 所管外というのは、私が今所属している委員会では、今申し上げた三つの話は所管外ではございません。所管内の話です。ですから、県民会議に出すテーマについての知事の見解を伺っているわけですから、これは当然だと思います。

○議長（工藤慎康） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） ただいま質疑の対象とされているものにつきましては、歳出七款三項四目「原子力立地対策費」、原子力・エネルギー対策県民会議運営費についてでございます。その中で、仮に御議決いただいた後に会議が開催された場合のテーマになり得るかということの部分につきましては、この県民会議の運営に係る部分かと存じますが、ただいま議員が御質問いただきました、そもそも知事のそういったテーマに対する認識というのは、この県民会議の設置運営費用の内容等とは少し乖離があるのではないかと考えております。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 核心の話は言いたくない、触れたくないようですが、これまでの原子力政策懇話会においては、中間貯蔵の安全協定についても審議、議論されてきました。今後予定、予想されているのは再処理工場、MOX燃料工場の竣工であります。この場合の安全協定についても意見を聞く計画、あるいは考え方なのか伺います。

○議長（工藤慎康） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 六ヶ所再処理工場及びMOX燃料工場の安全協定締結については、県内における原子力施設の立地に係る重要な局面でございますので、県民会議のテーマになり得るものと考えております。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） MOX燃料工場の安全協定はいかがですか。

○議長（工藤慎康） 知事。

○知事（宮下宗一郎） お答えいたします。

当然対象になると思いますが、先ほど核心の問題については触れたくないんだというような一方的なお話がありました。そういうことではなくて、私自身としては、議会と議事の秩序を守りたいという観点からお答えできないと答弁させていただいております。

以上です。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 今、再処理工場の安全協定についてはやりますという答弁をしたんですね。ところが、中間貯蔵の中長期計画については、まだ議決前だからそれは言えませんが、言えませんが理屈から言ったら再処理工場の安全協定だって言えないはずじゃないですか。今、環境エネルギー部長は重要な案件だから、それはやりますと。中間貯蔵の中長期計画が重要でないはずはないんですね。極めて重要だ。だから、重要な案件であるとすれば、再処理工場の安全協定をやるのだったら、当然中間貯蔵の中長期計画はやるべきではないですか。知事、い

かがですか。

○議長（工藤慎康） 知事。

○知事（宮下宗一郎） お答えいたします。

もう大分論点をこちやこちやにして、何か訳が分からなくなってきたいるんですが、ちゃんと整理すると、今までやってきたテーマというか、やってきた内容については、新しい会議体の中でも引き継ぐということは当然のことだと私は思います。その中で新しい政策テーマについても取り上げる可能性を私たちは示唆していて、これはある意味、新しい会議体が進化した形だという評価を受けてもおかしくはないと私は考えています。

以上です。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 新しいことについてはこれから検討というか、そうしますと、高レベル放射性廃棄物一時貯蔵施設からの搬出時期を守らせる問題は、新しくなくて古い問題でありますから、これについては、当然今までの環境エネルギー部長・知事答弁からいけば、この県民会議でテーマとする、意見を聞くとは私は受け止めたが、それでよろしいか、知事の見解と対応について伺います。

○議長（工藤慎康） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） 高レベル放射性廃棄物の貯蔵管理施設からの搬出につきましては、この案件につきまして御議決いただいた後には、県民会議で議論を行う対象となり得るとは考えております。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 高レベル放射性廃棄物の一時貯蔵の搬出時期を守ることは、これまでやってきたからテーマとなり得るということ、中間貯蔵についても、安全協定については既に現在の原子力政策懇話会でやっているわけですね。今回の中長期計画というのは、その安全協定の議論の中で、そして県議会でも議論があったり、また、核燃

料サイクル協議会で知事から要請したり、そこに国から回答があったりして中長期計画が出てきているわけです。ですから、中間貯蔵の中長期計画というのは全く新しい話ではなくて、これまでの中間貯蔵の議論の延長線上にある問題ですから、今の高レベル放射性廃棄物の一時貯蔵施設がテーマとなり得るということであれば、中長期計画についても県民会議の当然テーマになり得るという答弁でなければならないと思うんですが、再度そのことについて伺います。

○議長（工藤慎康） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 何となく議員自身が混乱しているような気がしていて、我々は、そうした中長期的な利用計画が対象にならないと言ったつもりはなくて、中長期計画の認識というものを聞かれたので、それにはお答えできないと言っています。当然ながら、中間貯蔵の中長期計画のようなものが今回のテーマになるということは、今までの説明の中で当然のことだと思っておりますし、そのことは私自身は新しいことだと受け止めています。

以上です。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） それでは、高レベル放射性廃棄物の一時貯蔵施設の約束の件については、県民会議に報告なり、あるいはテーマとして議論する際に、これに対する県の姿勢は、現状で国、事業者の対応で満足しているという具合な見解になるんでしょうか、それとも問題があるという見解をお持ちなんでしょうか。その県の姿勢なり、スタンスというものは当然県民会議に説明する責任があると思うんですが、県としての見解、県民会議に対してどういうスタンスで臨むのか、高レベルの一時貯蔵施設の搬出期限の遵守についての知事の見解を伺います。

○議長（工藤慎康） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） 県民会議のテーマになり得るかどうかという論点と、県民会議のテーマとなる事柄に対する認識という御質問との間に

は差異があるのかなと考えております。あくまでも県民会議のテーマとなり得るかどうかという部分について、先ほど来、御答弁を申し上げているところでございます。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 私は全く混乱も何もしていないわけで、きっちりと整理して知事に伺っているつもりですが、原子力の問題についてはこれで終わります。

次に、歳出二款二項三目「地域振興費」、青森市屋内グラウンド移転整備調査事業の内容等についてであります。

去る七月四日に開催された青森市の（仮称）新青森市屋内グラウンド整備に係る有識者会議で配付された資料に、知事と市長が合意したことが三点記載されています。一つ目は、サンドームについては、青い森セントラルパーク地区に移転整備することを基本とすること、二つ目は、サンドームを含む市有施設の移転や整備などの費用については、県が市に協力すること、三つ目は、現在のサンドームについては、代替施設が完成・移転後に解体工事に着手することとありますが、この三点について、知事と青森市長が合意した事実があるかどうか、まず知事に伺います。

○議長（工藤慎康） 交通・地域社会部長。

○交通・地域社会部長（船木久義） 一点目及び二点目につきましては、昨年九月の知事と青森市長による整備候補地合意の際に市長から提案があった内容であり、県としては、同市と連携、協力しながら進めていくことで合意しております。

三点目につきましても、県と青森市が令和七年三月二十八日に策定した共同経営・統合新病院に係る基本計画に記載している事項であり、合意している事項でございます。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） これは、知事と市長が合意したということな

ので、知事に聞いているんですね。

先ほどの吉侯議員の質疑の中で、場所についてはまだセントラルパークに決まったわけではないという御答弁だったと思うんですが、そうすると、知事と市長はセントラルパークを基本とするというのは、もうほごになったんですか、それとも、まだ宙に浮いているんですか、どっちが正しいんですか。これで決定ではないとすれば、知事と市長の合意というのはどれほどのものかなと言わざるを得ないんですが、いかがですか。

○議長（工藤慎康） 交通・地域社会部長。

○交通・地域社会部長（船木久義） 先ほど答弁しましたとおり、場所につきましては、セントラルパークのところにするということを基本にするという合意でございます。ただいま、青森市におきまして、関係者、有識者の皆様から、規模等々、御意見を伺いながら新しい施設をどのように整備していくのかということを検討しております。こうした検討が進んだ段階で最終的に場所が決まっていくことになるんだろうと推測しております。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 私が知事に冒頭伺ったのは、何で県が市に協力しなければならぬのか、協力すると何で約束するに至ったのか、その理由が今までの御説明、御答弁でも分からないんですよ。なので、なぜ県は青森市のサンドームの移転に協力することを約束したんでしょうか。その理由は何ですか。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員に申し上げます。ただいまの質疑は鹿内議員の所属委員会の所管事項に関するものと思われまますので、議会運営委員会申合せ事項の規定により行うことができません。次の質疑を行ってください。――鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 私は私の所属委員会の所管の話をしているという認識は全くないんですね。私は知事に何でこれに協力したんですか

と聞いているわけで、それを知事がどういう御答弁をされるかは私には分かりませんので、だから聞いているわけで、また機会があるでしょうから。それは次の問題にも関わるんですね。このグラウンド移転整備への協力内容の考え方について、まず伺います。

○議長（工藤慎康） 交通・地域社会部長。

○交通・地域社会部長（舩木久義） 吉俣議員にも答弁いたしましたとおり、現時点で青森市から協力を依頼されているのは、移転や整備等の費用への協力であり、この具体的内容を検討するため、現施設の推定再建築費等を正確に把握するための調査を実施することとしたものでございます。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 金額的にどこまで協力するのか、内容的に市の検討会議では、駐車場はもっと広いほうがいいですね、あるいは交通渋滞対策も必要ですね、あるいは新しく整備するんだったら冷暖房も必要ですね、こういうものも必要ですねという議論が出ているわけです。だから、そういうものにどこまで県は協力するのか、金は幾らまでなのか、中身として幾らまでなのか、何をどこまで県は協力するのか、このことは現時点では何も決まっていない。これについては、知事と市長ではこれまで議論は全くなかったんでしょうか。どこまでどれだけの金をどういう範囲で協力するか、事前に知事と市長の合意内容はなかったのか、あったのか、知事に伺います。

○議長（工藤慎康） 交通・地域社会部長。

○交通・地域社会部長（舩木久義） お尋ねの件につきましては、先ほど吉俣議員にもお答えしていますとおり、県では、移転整備への協力の範囲は現施設が基準になると考えております。そのため、現施設の推定再建築費等を正確に把握する必要があり、今般、調査費を予算計上し、御審議いただいているところでございます。

また、そうしたことにつきましては、調査が必要であること、具体的

なことは調査の進捗に合わせて協議していきたいといったことにつきまして市にも説明し、その内容については確認いただいているところでございます。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 現在の規模、現在と同じようなものを今後建設した場合に、当然物価高騰、様々なものがあるわけですから、それは時点修正してやるということなんでしょうか。ただ、その場合に、そのうちの何割を県が持つんですか。

○議長（工藤慎康） 交通・地域社会部長。

○交通・地域社会部長（舩木久義） 先ほど答弁しましたとおり、具体的なことは今後さらに協議し、詰めていこうということにしております。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） そのお金がこれくらいです、こういう内容で協力しますというのを知事として議会に説明できるのはいつぐらいと見込んでいますか。

○議長（工藤慎康） 交通・地域社会部長。

○交通・地域社会部長（舩木久義） 今般の調査は半年ほどの時間が必要であろうと考えておりますが、調査の進捗に応じまして、それぞれ出てきた段階で御説明申し上げることが出てくれば御説明していきたいと思っております。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 次に移ります。

歳出十款四項四目「学校建設費」、下北地区統合校舎等建築事業の取組等についてですが、入札中止となった大きな要因の一つに、発注時期が遅い、なおかつ工期が短い。県立盲学校、県立青森聾学校の場合には二十四か月ですが、下北地区の場合には二十一月、なおかつ工期は、盲・聾学校の場合は大体十一月末でしたが、下北地区統合校は三月末で、

四月から開校とスケジュールが非常にタイトであったということが私は入札中止になった大きな要因だと考えますが、これについての教育長の見解を伺います。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 入札などの発注に関するスケジュールについては、開校までの所要の工期等を踏まえた上で設定されたものであり、また、工期については、建築工事適正工期算定プログラムの活用、週休二日制の導入及び地域性を勘案する等、適正に算定されたものと認識しております。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 県立盲学校、聾学校の工期あるいはスケジュールと比べて、今、私が申し上げたようにタイトだということについて、教育長の見解を伺います。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 先ほど申し上げましたとおり、下北地区統合校のスケジュールについては、適正に算定されて行ったものと認識しております。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 次に移りますが、五月十八日に住民説明会で統合の白紙撤回の声が相次いだと報じられています。白紙撤回の声が相次いだことについての教育長の見解を伺います。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 下北地区統合校の管理・教室棟改築工事に係る入札が中止となったことを受け、地域の方々などを対象に、統合校の開校に向けた現状等についての説明会を三回開催いたしました。

第一回説明会では、第二期実施計画における統合を白紙撤回してほしいなどの御意見もありましたが、その後の説明会では、整備内容、スケジュールともに現状で最善だと思う、統合校への入学を目指し頑張つて

いる生徒もいるので、令和九年四月の開校は賛成であるなどの御意見をいただいたところです。

県教育委員会としては、説明会の開催を通して、下北地区統合校について、地域から一定の理解を得られたものと考えております。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 今回、こういう議論をしている一方で、県立高等学校魅力づくり推進計画基本方針（案）を議論しているわけです。そうしますと、大湊高校とむつ工業高校の統合は、やはりその方針（案）を先取りする形で、要は、大湊高校とむつ工業高校を統合しないと。同時に、青森西高校と浪岡高校もそうですが、四校については統合しないで基本方針（案）を先取りする形で存続させるという方針にすべきだと考えますが、教育長の見解を伺います。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 下北地区では、第二期実施計画期間中に二学級の削減が必要な状況にあり、このような中、高等学校教育を受ける機会の確保と充実した教育環境の整備の二つの観点を考慮し、統合が必要と判断いたしました。

大湊高校とむつ工業高校を統合することにより、将来的な職業選択を視野に入れた自己の進路への自覚を深めさせ、進学から就職まで幅広い生徒の進路志望に対応する総合学科と、ものづくりを通して専門的な知識、技術の習得を目指す工業科が連携した取組を進めることで、キャリア教育の充実や、より幅広い生徒のニーズへの対応が期待できると考えております。

○議長（工藤慎康） これをもって質疑を終わります。

◎ 決算特別委員会設置の件

○議長（工藤慎康） 決算特別委員会設置の件を議題といたします。

本職から定義があります。

お諮りいたします。令和六年度決算に関わる議案の審査のため、二十三人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに議案第十七号、議案第十八号及び議案第二十一号から議案第二十四号までを付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤慎康） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第五条第一項の規定により、電子情報処理組織を使用して配付してあります決算特別委員会委員選任名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤慎康） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

決算特別委員会委員選任名簿

(R7・10・1選任)

田 中 順 造	田名部 定 男	鹿 内 博
清 水 悦 郎	三 橋 一 三	裕 井 丸 裕
楠 引 ユキ子	高 橋 修 一	樽 今 博
蛇 沢 正 勝	寺 田 進 也	花 田 栄 介
小比類巻 正規	大 崎 光 明	福 士 直 治
工 藤 悠 平	夏 堀 嘉一郎	大 平 陽 子
北 向 由 樹	田 端 深 雪	夏 坂 修
後 藤 清 安	大 澤 祥 宏	

○議長（工藤慎康） 次に、お諮りいたします。決算特別委員会に付託された案件について、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤慎康） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

決算特別委員会の委員長互選のため、本会議終了後、西棟八階大会議室において委員会を開催されるよう、この席上から口頭をもって招集いたします。

◎ 人事案件委員会付託省略

○議長（工藤慎康） お諮りいたします。議案第十九号及び議案第二十二号は、人事案件につき委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤慎康） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

◎ 議案所管委員会付託

○議長（工藤慎康） 議案第一号から議案第十六号までを電子情報処理組織を使用して配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管委員会に付託いたします。

番 号	件 名
議案第 1 号	令和7年度青森県一般会計補正予算（第2号）案
議案第 1 号	第1表 歳入歳出予算補正
	歳 入
	第6款 地方交付税
	第10款
	第1項 国庫負担金中所管分
	第2項 国庫補助金中所管分
	第3項 委託金中所管分
	第13款
	基金繰入金
	第15款
議案第 5 号	第6項 雑入中所管分
	第16款 果債
	第3表 繰越明許費中所管分
	第4表 債務負担行為補正中所管分
	第5表 地方債補正
議案第 5 号	青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 6 号	職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案
議案第 7 号	青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例案
議案第 8 号	青森県県税条例の一部を改正する条例案
議案第 9 号	青森県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案

第 3 2 3 回定例会環境厚生委員会議案付託表

番 号	件 名
議案第 1 号	令和 7 年度青森県一般会計補正予算 (第 2 号) 案
	第 1 表 歳入歳出予算補正
	歳 入
	歳 出
	第 1 0 款 国庫負担金中所管分
	第 1 項 国庫補助金中所管分
	第 3 款 第 1 項 社会福祉費
	第 5 項 災害救助費
	第 4 款 環境保健費
	第 7 款
	第 3 項 大規模開発費
議案第 3 号	令和 7 年度青森県病院事業会計補正予算 (第 1 号) 案
議案第 1 0 号	青森県公害紛争処理に係る費用等に関する条例の一部を改正する条例案

第 3 2 3 回定例会農林水産委員会議案付託表

番 号	件 名
議案第 1 号	令和 7 年度青森県一般会計補正予算 (第 2 号) 案
	第 1 表 歳入歳出予算補正
	歳 入
	歳 出
	第 8 款 分担金
	第 1 項 負担金中所管分
	第 1 0 款 国庫負担金中所管分
	第 2 項 国庫補助金中所管分
	第 1 1 款 財産売却収入
	第 2 項 寄附金
	第 1 2 款
	第 1 5 款
	第 6 項 雑入中所管分
議案第 1 2 号	工事の請負契約の件
議案第 1 3 号	工事の請負契約の件

第323回定例会経済交通観光委員会議案付託表

番 号	件 名	
	令和7年度青森県一般会計補正予算（第2号）案	
議案第1号	第1表 歳入歳出予算補正	
	第9款 歳 入	第2款 歳 出
	第1項 使用料中所管分	第2項 企画費中所管分
	第10款	第7款
	第2項 国庫補助金中所管分	第1項 商工費 第2項 観光費

第323回定例会文教公安委員会議案付託表

番 号	件 名	
	令和7年度青森県一般会計補正予算（第2号）案	
議案第16号	第1表 歳入歳出予算補正	
	第10款 歳 入	第2款 歳 出
	第2項 国庫補助金中所管分	第2項 企画費中所管分
	第3項 委託金中所管分	第10款
	第2表 継続費補正 第3表 繰越明許費中所管分 第4表 債務負担行為補正中所管分	
	第10款 教育総務費中所管分	
	第1項 高等学校費	
	第5項 特別支援学校費	
	第6項 社会教育費	
	第7項 保健体育費	

第 3 2 3 回 定例会建設危機管理委員会議案付託表

番 号	件 名				
議案第 1 号	令和 7 年度青森県一般会計補正予算（第 2 号）案 第 1 表 歳入歳出予算補正				
	<table><tr><th>歳 入</th><th>歳 出</th></tr><tr><td>第 8 款 第 2 項 負担金中所管分 第 9 款 第 1 項 使用料中所管分 第 1 0 款 第 2 項 国庫補助金中所管分 第 1 1 款 第 1 項 財産運用収入 第 1 3 款 第 1 項 特別会計繰入金 第 1 5 款 第 4 項 受託事業収入</td><td>第 2 款 第 7 項 防災費 第 8 款 土木費</td></tr></table>	歳 入	歳 出	第 8 款 第 2 項 負担金中所管分 第 9 款 第 1 項 使用料中所管分 第 1 0 款 第 2 項 国庫補助金中所管分 第 1 1 款 第 1 項 財産運用収入 第 1 3 款 第 1 項 特別会計繰入金 第 1 5 款 第 4 項 受託事業収入	第 2 款 第 7 項 防災費 第 8 款 土木費
歳 入	歳 出				
第 8 款 第 2 項 負担金中所管分 第 9 款 第 1 項 使用料中所管分 第 1 0 款 第 2 項 国庫補助金中所管分 第 1 1 款 第 1 項 財産運用収入 第 1 3 款 第 1 項 特別会計繰入金 第 1 5 款 第 4 項 受託事業収入	第 2 款 第 7 項 防災費 第 8 款 土木費				
	第 3 表 繰越明許費中所管分				
議案第 2 号	令和 7 年度青森県港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）案				
議案第 4 号	令和 7 年度青森県下水道事業会計補正予算（第 1 号）案				
議案第 1 1 号	青森県道路法施行条例の一部を改正する条例案				
議案第 1 4 号	工事の請負契約の件				
議案第 1 5 号	工事の請負契約の件				

◎ 請願上程・所管委員会付託

○議長（工藤慎康） 請願受理番号第二号から第四号までを一括議題といたします。

ただいま議題となりました請願三件は、電子情報処理組織を使用して配付してあります請願文書表のとおり、所管委員会に付託いたします。

請願文書表

(第323回定例会)

請 願

受理 月日	受理 番号	所 管 委員会	件 名	提 出 者	紹介議員
9. 18	2	総務政策こども	「再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）をとめる意見書」を国へ提出することを求める請願書	青森市堤町2丁目3-11 日本国民救援会青森県本部 会 長 横山 慶一	小笠原大佑 外 4 名
9. 24	3	環境厚生	地域の医師不足解消に関する請願書	青森市安方1丁目11-6 青森県民主医師機関連合会 会 長 田代 実	鹿内 博 外 3 名
9. 24	4	環境厚生	地域医療を守るための社会保障制度の拡充を求める請願書	弘前市大字野田二丁目2番地1 津軽保健生活協同組合 理事長 伊藤 真弘	鹿内 博 外 3 名

「再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）をとめる意見書」を国へ
提出することを求める請願書

提出者 青森市堤町2丁目3-11

日本国民救援会青森県本部
会長 横山 慶一

本青森県
救済
本部
青森県
本部
青森県
本部

紹介議員 小笠原 大佑

安藤 晴美

古俣 洋

受理番号第 2 号
-7.9.18
総務政策こども委員会

青森県議会事務局
-7.9.18
第 185 号

「再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）をもとめる意見書」を国へ提出することを求める請願書

こうした活動を通じて、現行の再審制度には多くの不備があることが明らかとなり、再審に関する規定を改正するために草の根から運動を進めています。私たちは、「無実の人を救いたい」という県民の声を見える形にと地方議会から国に宛てて再審法改正をもとめる意見書採択運動を取り組んでいます。日弁連及び全国の単位弁護士会と共に取り組んだ結果、2025年7月末現在、地方議会の41.2%となる736議会で見出し書が採択されています。また、国会において超党派による「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」がすべての政党・会派に参加し、参加議員は388人(2025

私たちは、「無美の人を救いたい」という県民の声を見える形にと地方議会から国に宛てて再審法改正をもとめる意見書採択運動を取り組んでいます。日弁連及び全国の単位弁護士会と共に取り組んだ結果、2025年7月末現在、地方議会の41.2%となる736議会が意見書を採択されています。また、国会において超党派による「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」がすべての政党・会派が参加し、参加議員は388人（2025年5月末）にのぼり、過半数を超えるまでになりました。先の第217通常国会では野党6党によって衆議院に共同提案され、現在、継続審議となっています。

以上、趣旨にご理解をいただき、再審制度が真に冤罪被害者の救済となり、

以上、趣旨にご理解をいただき、再審制度が真に冤罪被害者の救済となり、事件の真相を真に究明することができるとなるよう、貴職会からも意見書に賛同いただきますことを切に要望します。

以上のとおりお願いいたします。

青森市堤町2丁目3-11 青森県本部 会長 横山 慶一

東坡先生印

再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）を求める意見書（案）

罪を犯していない人が、誤った捜査・裁判によって自由を奪われ、仕事や家庭を失い、築き上げてきた人生のすべてを、甚だしい場合は死刑によって生命さえ奪われる＝冤罪は、速やかに救済されなければなりません。

しかし、冤罪事件は後を絶たず、その救済に気の遠くなるような年月がかかるといふ実態にあります。最近では袴田事件は逮捕から５８年、福井女子中学生殺人事件の前川さんは４８年をかけて無罪が確定しています。これらの事件で様々なツスコミも取り上げ、再審のルールに問題ありと社会問題化されています。

そもそも「刑事訴訟法」は明治憲法のもとに作成され、戦後、刑事訴訟法は全面的に改正されました。しかし、再審法（刑事訴訟法の再審部分）は戦前のまま改正されず、刑事訴訟法第４編の殆どが残り、現在まで７４年間見直しされず、続いていることに原因があります。

このような再審の状況を踏まえて、２０１９年に再審法改正をめざす市民の会が結成、２０２２年日本弁護士連合会が改正実現本部を設置。２０２４年、国会内に国会議員の過半数が参加する再審法改正をめざす超党派議員連盟（衆参３８８人（５月末））が発足。今年６月、超党派議員連盟案を基にした野党６党（立憲、国民、れいわ、共産、社民、参政）共同による改正法案が提出され、現在、衆議院で継続審議となっています。世論は大きく再審制度の改正を求めています。

以上をふまえて、再審制度が真に冤罪被害者の救済となり、事件の真相を真に究明することができる制度となるよう、刑事訴訟法の再審に関する規定について、以下のとおり求める。

記

- 1、 検察官の手持ち証拠の全面開示を行うこと。
- 2、 再審開始決定に対する検察官の不服申し立てを禁止すること。
- 3、 再審請求人の権利や法廷の公開原則規定を新設すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

(提出先)
内閣総理大臣
法務大臣

地域の医師不足解消に関する請願書

提出者

青森県青森市安方１丁目11-6
青森県民主医療機関連合会 会長 田代 実

紹介議員

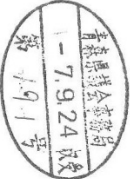
鹿 内 博

安 藤 晴 美

吉 俣 洋

田 端 深 雪

受理番号	3号
-7.9.24	
環境厚生	委員会



地域の医師不足解消に関する請願書

趣旨

政府は2024年に「医師偏在対策」に関する総合的な対策を打ち出し、医師の配置を重視する政策に転換していますが、現場では依然として深刻な医師不足が続いています。特に「医師少数県」とされる青森県は、医師の絶対数不足や地域間格差が顕著であり、地域医療崩壊の危機に直面しています。

一方、「医師多数県」でも中山間地域などで医師が不足しており、政府の偏在指標が現場の実態を反映していないとの声が上がっています。さらに、政府の医師需給推計には過労死ラインを前提とした労働時間や、80歳までの診療所医師の就業など現実的でない仮定が含まれています。

今、地域医療は医師不足の危機に直面しています。すべての医師の人権を保障し、健康を守りながら、今以上、医療需要を切り捨てないためには、偏在対策の強化ではなく、医学部定員を増員し、地域での医師不足を解消することが必要です。

別紙の通り、国に意見書として提出していただくよう、お願いいたします。

2025 年 9 月 24 日

青森県青森市安方 1 丁目 11-6

青森県民主医療機関連合会 会長 田代 実

青森県議会議員 工藤 慎康殿

(別紙)

地域の医師不足解消を求める意見書

厚生労働省は2024年12月、「医師偏在対策に関するとりまとめ」を確認し、「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」を公表しました。政府の医師偏在対策は、その基本的な考え方において、「医師数は毎年増加しており、医師の需要と供給は2029年頃に均衡する推計もある中、医師確保対策について、総数の確保から適切な配置へと重点をシフトしていく必要がある」としており、「医師偏在指標」を用いて「医師多数県・医師多数区域」「医師少数県・医師少数区域」と分類し、経済的インセンティブと規制的手法を用いて対策を強化しようとしています。あわせて、2027年度の医学部定員の適正化も検討されています。

2024年8月、医師偏在指標により、青森県他「医師少数県」とされる都道府県知事を中心とする「地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会」が「医師不足や地域間偏在の根本的な解消に向けた実効性のある施策の実施を求める提言」をまとめ、厚労省および文科省に提出しました。提言では、「今日、我が国の地域医療の現場では医師の絶対数の不足や地域間・診療所間の偏在等が極めて顕著となり、いわば『地域医療崩壊』の危機的状況にある」と述べたうえで、政府の「医師需給推計」について、新興感染症等発生時の対応、医師の働き方改革の導入、女性医師数増などの影響を十分に反映させるなど、医師需給に関する分析を適時適切に行うことと訴えるとともに、「新たな感染症等によるパンデミックが発生した場合にも、医療現場の崩壊を招くことなく、適切な医療を提供するためには、医師の絶対数を増やすことが必要である」とし、医学部定員の上限の緩和を含む既設医学部の大幅定員増や医学部新設を可能とすること等を提起しました。

一方で、「医師多数県」の多くの知事が、同年10月に厚生省に要望書を提出し、「医師多数県」とされた県であっても、中山間地域などで必要な医師を確保できない実態があり、偏在指標は実情を表していないと指摘し、どの地域でも確実に医師が確保できるしくみをつくるべきと求めています。

政府の「医師偏在対策」は、医師多数県・医師多数地域から、医師少数県・医師少数区域へ医師を移していく対策ですが、「医師偏在指標」は相対的にみて医師多数・医師少数数を定めているだけであり、「医師多数県」「医師少数県」の知事から声があがっているように、医師が充足している都道府県はありません。そもそも、日本の人口10万対医師数は、OECD加盟国平均に約13万人不足しており、国内で最も人口10万対医師数が多いとされる徳島県においてもその平均を下回っています。

特に、青森県の人口10万人対医師数は全国平均を下回っています。2020年の調査では、青森県の医療施設で働く人口10万人あたりの医師数は212.5人で、全国平均の256.6人を大きく下回る全国で41番目、慢性的な医師不足に悩まされています。

また、2029年以降、医師が過剰になるとしている「医師需給推計」においては、医師の時間外労働時間の前提は過労死ラインの年間960時間（休日直は労働時間に含まず）とされており、さらに、「医師偏在対策に関するとりまとめ」では、診療所医師の引退は既定としているものの80歳とされています。

今、青森県の地域医療は医師不足の危機に直面しています。すべての医師の人権を保障し、健康を守りながら、今以上、医療需要を切り捨てないためには、偏在対策の強化ではなく、医学部定員を増員し、地域での医師不足を解消することが必要です。よって、国においては下記的事項を速やかに実現するよう強く要望します。

記

- 1. 新興感染症等発生時の対応、医師の働き方改革の導入、働き方の多様化などの影響を踏まえ、「医師需給推計」の見直しを行うこと。
- 2. 「医師偏在指標」を基にした「医師偏在対策」をあらため、地域の医師不足を解消するため、医学部定員を増員すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

2025 年 9 月 24 日

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣

青森県議会

地域医療を守るための社会保障制度の拡充を求める請願書

提出者

青森県弘前市大字野田二丁目2番地1
津軽保健生活協同組合 理事長 伊藤 真弘

紹介議員
青森県議会議員

鹿内 博
安藤 晴美
吉俣 洋
田端 深雪

受理番号	第 4 号
提出日	2025.9.24
環境厚生 委員会	



地域医療を守るための社会保障制度の拡充を求める請願書

【請願の趣旨】

社会保障制度は、国民の命と暮らしを守る最も重要な制度であり、憲法第25条に基づき、誰もが安心して医療や介護を受けられる社会の実現に不可欠です。

しかし、国が進めている社会保障費の自然増抑制政策や診療報酬の抑制により、医療・介護現場は深刻な影響を受けています。特に、地域の医療機関は物価高騰や人件費上昇、光熱費の負担増なども重なり、経営が厳しくなっています。

このままでは、地域の医療提供体制が崩壊し、住民のいのちと健康が脅かされる事態となりかねません。

地域医療を守り、持続可能な社会保障制度を築くため、下記の事項を国に意見書として提出していただくよう、請願いたします。

【請願の項目】

1. 地域医療を守るため、診療報酬を物価・人件費の上昇に見合った水準へ引き上げること。
2. 地域の医療提供体制を維持するため、医療機関への財政支援を強化すること。
3. 社会保障費の抑制政策を転換し、医療・介護・福祉制度の拡充と必要な財源の確保を行うこと。

以上、地方自治法第124条の規定により請願します。

令和7年 9月 24日

青森県弘前市大字野田二丁目2番地1

津軽保健生活協同組合 理事長 伊藤 真弘

青森県議会議長 工藤 慎康 殿

地域医療を守るための社会保障制度の拡充を求める意見書

社会保障制度は、国民の命と健康、生活を支える基盤であり、日本国憲法第25条に定められた生存権を保障する根幹的な制度である。

しかしながら、国はこれまで社会保障費の自然増抑制を続けており、その影響は医療・介護・福祉の現場に深刻な影響を及ぼしている。

とりわけ地域医療を担う医療機関においては、診療報酬の抑制に加え、物価高騰や人件費の上昇、光熱費の増大等により、経営が困難な状況に追い込まれている。今後この状況が続けば、地域住民の命を守る医療体制そのものが維持できなくなるおそれがある。

これらを踏まえ、国においては、持続可能な社会保障制度の確立とともに、地域医療を守るための十分な財政措置と支援策を講じることが求められている。

よって、国においては下記の事項を速やかに実現するよう強く要望する。

記

1. 地域医療を守るため、診療報酬を物価・人件費の上昇に見合った水準へ引き上げること。
2. 地域の医療提供体制を維持するため、医療機関への財政支援を強化すること。
3. 社会保障費の抑制政策を転換し、医療・介護・福祉制度の拡充と必要な財源の確保を行うこと。

以上

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 9月 24日

青森県議会議長

内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣

◎ 発 議 案 上 程

○議長（工藤慎康） 発議案が提出されましたので、電子情報処理組織を使用して配付しております。

発 議 第 1 号

介護・障害福祉サービス等報酬の引き上げ等を求める意見書（案）

青森県議会会議規則第15条の規定により提出する。

令和7年10月1日

青森県議会議長 工 藤 慎 康 殿

提 出 者（別 紙）

田名部 定 男	今 博	鶴賀谷 貴 高 知 紀 子
夏 堀 嘉一郎	小笠原 大 佑	安 藤 晴 美 吉 俣 洋
田 端 深 雪	鹿 内 博	

介護・障害福祉サービス等報酬の引き上げ等を求める意見書

介護・障がい福祉事業所は物価高や人件費の上昇などにより、これまで以上に厳しい経営を強いられています。特に訪問介護事業者については、2024 年の基本報酬引き下げ等によって経営が逼迫しています。

介護・障がい福祉従事者の賃金（賞与込み、役職者を除く）は全産業平均と比べていまだに月額約 8.3 万円も低い状況にあります。人手不足を解消するため、着実に処遇改善を進めなければなりません。政府は 2024 年度の介護報酬改定で 2024 年度に 2.5%、2025 年度に 2.0%のベースアップにつながるよう加算率の引き上げ等を行ったとしていますが、他産業の賃上げ率を考えれば、このままの処遇では介護・障がい福祉分野からの更なる人材の流出は避けられません。

よって、政府に対し、介護・障がい福祉のサービス提供体制の維持・拡充のため、以下の事項を速やかに実施するよう強く求めます。

記

- 1 2026 年 4 月に介護報酬、障害福祉サービス等報酬の期中改定を行い、それぞれの報酬を引き上げること。
- 2 速やかに、政府の処遇改善の上乗せ措置として、全ての介護・障がい福祉事業所で働く全ての職員に対し、月額 1 万円以上の処遇改善を行うこと。
- 3 速やかに、物価高騰に加え、今年度の最低賃金額改定の目安が過去最高額となったことを踏まえ、介護・障がい福祉事業所が最低賃金の引き上げ等に対応できるよう支援すること。
- 4 訪問介護については、速やかに事業者に支援金を支給するとともに、2026 年 4 月の期中改定で基本報酬を引き上げること。
- 5 介護・障がい福祉従事者の賃金を全産業平均の水準へ引き上げる方策を検討すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 7 年 10 月 1 日

青 森 県 議 会

食料確保・農地維持支払制度の創設を求める意見書 (案)

青森県議会会議規則第15条の規定により提出する。

令和7年10月1日

青森県議会議長 工 藤 慎 康 殿

提 出 者 (別 紙)

青森県議会議員

田名部 定 男	今 博	鶴賀谷 貴	高 畑 紀 子
夏 堀 嘉一郎	小笠原 大 佑	安 藤 晴 美	吉 俣 洋
田 端 深 雪	鹿 内 博		

食料確保・農地維持支払制度の創設を求める意見書

昨夏にいわゆる「令和の米騒動」が発生しましたが、農林水産省は「コメは足りている」、「流通に目詰まりが生じている」といった主張を繰り返し、結果として、米不足への対応が大幅に遅れ、需給調整の不安定化が進む事態となりました。

さらに、近年の自然災害の激甚化・多発化による甚大な農業被害の発生、コロナ禍による影響、国内在庫滞留や物流コストの高騰、ウクライナ侵攻やパレスチナにおける武力紛争などによる世界経済の不安定化に加え、円安などの影響も相まって、農業資材やエネルギーの価格高騰を招くなど、食料・農業・農村をめぐる状況は厳しさを増しています。

こうしたことは、農業の生産現場にとどまらず、国民生活に大きな影響を与えており、食料安全保障の確立をはじめとした食料・農業・農村政策の抜本的な見直しが急務となっています。そもそも、食料・農業・農村基本法の基本理念である食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、農村の振興は、極端な市場原理の下では、実現が極めて困難であることは明らかであり、新たな農政を展開していかなければなりません。

そこで本議会は、消費者・国民へ農産物を安定的に供給する基礎となる農地を維持するため、新たな交付金（農地維持支払）を交付、中山間地域加算、多面的機能・環境加算（現行の日本型直接支払を強化・拡充）、自給率向上直接支払（現行の水田活用の直接支払を強化・拡充）、そして万が一、米価が生産コストを割り込んだ場合には、主食用米直接支払（米のトリガー）を行うことを柱とした、「食料確保・農地維持支払制度」の創設を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和7年10月1日

青 森 県 議 会

水産物に係る自給率の向上等を求める意見書（案）

青森県議会会議規則第15条の規定により提出する。

令和7年10月1日

青森県議会議長 工 藤 慎 殿

提 出 者（別 紙）

田名部 定 男	今 博	鶴賀谷 貴 高 畑 紀 子
夏 堀 嘉一郎	小笠原 大 佑	安 藤 晴 美 吉 俣 洋
田 端 深 雪	鹿 内 博	

発 議 第 3 号

水産物に係る自給率の向上等を求める意見書

水産物は、良質なたんぱく質をはじめとする豊富な栄養素を有しており、私たちの健全な食生活に不可欠な食料です。水産業は、このような国民の健康を支える水産物を供給するという重要な役割を果たしています。しかし、我が国の水産業は、国内での水産物の消費量が減少傾向で推移する中、生産量の減少や担い手の高齢化など、厳しい課題に直面しています。

食用魚介類の自給率は、11.3％（昭和 39（1964）年度）をピークに令和 5（2023）年度は 5.4％へと低下しており、輸入への依存度が高まっています。昨年には、食料・農業・農村基本法が改正され、食料安全保障の確保が基本理念の柱の一つに位置付けられましたが、食料安全保障の確保を図る観点からも、水産基本計画に定める令和 14（2032）年度の食用魚介類の自給率の目標値である 9.4％の達成に向けて、国内の漁業生産を増大させるための施策を強化・拡充することが必要です。

以上の趣旨から、本議会は下記措置を講ずること、水産物に係る自給率を向上させるよう強く要請します。

記

- 1 水産資源の迅速な回復に向けて、水産資源の状況を的確に把握するための調査及び研究を拡充するとともに、漁業者が実施する水産資源の適切な保存及び管理に対する支援を充実させること。
- 2 漁業経営を将来にわたって安定的なものにするため、セーフティネットを強化すること。
- 3 国民 1 人当たりの水産物消費量が年々減少し続けている事態に対処し、国内で生産される魚介類の消費を促進するため、消費量減少の原因及び消費者ニーズの変化を見極めつつ、水産加工・流通対策を強化するとともに、魚食文化の普及啓発をはじめとした食育の拡充強化等の対策を幅広く展開すること。
- 4 水産をめぐる情勢の変化や食料・農業・農村基本法の改正を踏まえ、制定から約四半世紀となる水産基本法について検証を行うほか、必要に応じ、見直しに向けた検討を行うこと。

以上、地方自治法第 9 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 7 年 1 0 月 1 日

青 森 県 議 会

最高裁判決を踏まえ、生活保護費削減分の回復を求める意見書(案)

青森県議会会議規則第15条の規定により提出する。

令和7年10月1日

青森県議会議長 工藤 慎 殿

提 出 者 (別 紙)

青森県議会議員

田名部 定 男	今 博	鶴賀谷 貴 高	畑 紀 子
夏 堀 嘉一郎	小笠原 大 佑	安 藤 晴 美	吉 俣 洋
田 端 深 雪	鹿 内 博		

最高裁判決を踏まえ、生活保護費削減分の回復を求める意見書

国は2013年に生活保護の支給額を平均6.5%、最大で10%の生活扶助基準の引き下げを決定し段階的に実施しました。この史上最大の生活保護基準引き下げに対して全国29都道府県の1000人を超える原告団が憲法25条に違反するとして提訴しました。

今年6月27日、最高裁判所において「厚生労働大臣の判断には最低限度の生活の具体化に係る判断の過程に過誤、欠落があると認められる」とし、「同大臣の裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用するものとして生活保護法3条、8条2項の規定に違反し、違法である」と所言し、減額処分を取り消す判決が下されました。裁判長を務めた宇賀克也裁判官は「違法に引き下げ幅を拡大し、最低限度の生活ができない状態を9年以上にわたって強いてきたとすれば、賠償は支払われるべきだ」とも述べています。

生活保護制度は憲法25条が定める生存権保障の大本であるだけでなく、生活保護基準は、最低賃金、就学援助、国民健康保険料の減免基準、公営住宅の減免基準等のさまざまな制度の基準に連動しており、生活保護を利用していない多くの国民の生活にも大きく影響するものです。また、青森県において生活保護世帯の64%が高齢者世帯であり、早急に原状回復の措置がとられる必要があります。

よって国に対し、憲法25条に則り、国民の生存権を保障するために、以下について実施するよう強く求めます。

記

- 1 最高裁判決を真摯に受け止め、被害者である生活保護利用者の被害の全面回復を速やかに行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和7年10月1日

青 森 県 議 会

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書(案)

青森県議会会議規則第15条の規定により提出する。

令和7年10月1日

青森県議会議長 工 藤 康 殿

提 出 者 (別 紙)

田名部 定 男	今 博	鶴賀谷 貴 高 畑 紀 子
夏 堀 嘉一郎	小笠原 大 佑	安 藤 晴 美 吉 俣 洋
田 端 深 雪	鹿 内 博	

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

1979 年、国連はあらゆる分野において女性に対する差別を撤廃し、女性に対して男性と平等の権利を保障するための「女性差別撤廃条約」を採択し、わが国は 1985 年に批准しています。また、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために、1999 年に国連で採択されたのが「選択議定書」です。

選択議定書は、条約で保障されている権利が侵害された場合に、個人等が女性差別撤廃委員会に救済を求める通報制度と調査制度を定めているものです。今年は選択議定書が採択されてから 26 年目に当たりますが、現在、女性差別撤廃条約の締約国 189 か国のうち、115 か国が選択議定書を批准している中で、日本は批准をしていません。

SDGs の 17 の目標の第 5 は、「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」となっています。日本における男女平等の実現は未だ途上にあり、各国の男女間の格差を示す 2024 年のジェンダー・ギャップ指数の日本の総合順位は、148 か国中 118 位、先進 7 か国 G 7 では最下位と後れを取っています。国は第 5 次男女共同参画基本計画において、「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としていますが、これまで「検討」以上の進展がなく、このことは、26 年間もの間、男女の格差をなくすための有効な策が講じられてこなかったことを示しています。

女性差別撤廃条約選択議定書の批准は、この現状を変え、女性の権利を国際基準にする重要な第一歩となるものです。
よって、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准するよう強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 7 年 10 月 1 日

青 森 県 議 会

給食無償化に際し、質・量の確保を担保するための国による十分な予算措置を
求める意見書（案）

青森県議会会議規則第 15 条の規定により提出する。

令和 7 年 1 0 月 1 日

青森県議会議長 工 藤 慎 殿

提 出 者（別 紙）

青森県議会議員

田名部 定 男	今 博	鶴賀谷 貴 高	畑 紀 子
夏 堀 嘉一郎	小笠原 大 佑	安 藤 晴 美	吉 俣 洋
田 端 深 雪	後 藤 清 安	鹿 内 博	

給食無償化に際し、質・量の確保を担保するための国による十分な予算措置を求める意見書

学校給食は、子どもたちの日々の食事の3分の1を占め、成長期にある児童・生徒の心身の発達において極めて重要な役割を果たしている。

しかしながら、現在、物価高騰の影響により、一部の自治体では給食の質及び量の確保が困難となっている実態がある。

このような中、国による給食無償化の実現は、給食の安定供給と、子育て支援や少子化対策への貢献という両面から、極めて重要な政策的意義を有する。政府は、小学校における全国一律の給食無償化を令和8年度から実施し、中学校についても可能な限り早期の実現を図る方針を示している。

しかしながら、全国一律の無償化により、自治体においては限られた予算内で給食費をまかなう必要が生じ、その結果、物価高騰や米不足等の影響により、給食の質や量が低下しかねず、自治体ごとに格差が生じるおそれがある。したがって、無償化は家庭の経済的負担軽減という側面のみならず、給食の質と量の維持・向上という観点からも実施されなければならない。

給食の質の充実については、地産地消の推進や食育の強化、有機食材の使用拡大を求める声が高まっている。一方で、日本の食料自給率は38％にまで低下しており、第一次産業の振興や食育の観点からも、地産地消のさらなる推進が必要である。

よって、国による給食無償化の実施にあたっては、すべての児童・生徒の健やかな成長を促す上において、給食の質及び量の担保を可能とする十分な予算措置を講ずるとともに、自治体格差が生じないよう下記の事項について特段の取り組みを強く求める。

記

- 1 給食無償化の実施にあたっては、物価高騰等の影響により給食の質や量が低下することのないよう、国による適切な制度設計と十分な予算措置を講じること
- 2 地産地消の推進、食育の充実など、質の高い給食を安定的に提供できる体制を構築すること
- 3 長期欠席児童生徒や、学校外で学ぶ子どもたちにも給食無償化の恩恵が及ぶよう、柔軟かつ実効性のある支援制度を整備すること

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和7年10月1日

青 森 県 議 会

○議長（工藤慎康） 発議第一号から発議第六号までを一括議題といたします。

◎ 発 議 案 採 決

○議長（工藤慎康） お諮りいたします。発議第一号から発議第三号まで及び発議第六号は、提案理由説明及び委員会付託はいずれも省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤慎康） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、発議第一号から発議第三号まで及び発議第六号に対する質疑及び討論がありますが、通告はありませんでしたので、質疑及び討論なしと認めます。

これより発議第一号から発議第三号まで及び発議第六号を採決いたします。

発議第一号から発議第三号まで及び発議第六号、以上四件の原案に賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤慎康） 起立少数であります。よって、原案は否決されました。

◎ 発 議 案 提 案 理 由 説 明

○議長（工藤慎康） 次に、発議第四号及び発議第五号について、提出者の説明を求めます。

二十四番田端深雪議員の登壇を求めます。——田端議員。

○二十四番（田端深雪） 日本共産党の田端深雪です。

最高裁判決を踏まえ、生活保護費削減分の回復を求める意見書（案）と、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書（案）について、提案理由を述べさせていただきます。

まず、発議第四号「最高裁判決を踏まえ、生活保護費削減分の回復を求める意見書（案）」についてです。

生活保護制度は、憲法第二十五条、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」という生存権に基づいたもので、生活扶助基準は厚生労働大臣が定めるとしています。しかし、二〇一三年から二〇一五年にかけて支給額を六・五％、最大で一〇％の史上最大の生活保護基準の引下げが行われました。これに対し、全国二十九道府県の千人を超える原告団は、生活保護バッシングがある中で、十年以上にわたって裁判を闘ってきております。

今年六月二十七日、最高裁において、厚生労働大臣の判断の過程に過誤、欠落がある、同大臣の裁量権の範囲を逸脱し、またはこれを濫用するもので違法であると断言し、減額処分を取り消す判決が出されました。意見書（案）では、最高裁判決を真摯に受け止め、被害の全面回復を速やかに行うことを求めています。

生活保護基準は、最低賃金、就学援助、国民健康保険料の減免基準、公営住宅の減免基準など、様々な制度の基準に連動しており、生活保護を利用していない多くの国民生活にも大きく影響するものです。青森県においては、生活保護世帯の六四％が高齢世帯であることから、速やかに原状回復の措置が取られることを強く求めるものです。

次に、発議第五号「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書（案）」についてです。

一九七九年、国連は、あらゆる分野において女性に対する差別を撤廃し、女性に対して男性と平等の権利を保障するための女性差別撤廃条約を採択し、我が国は一九八五年に条約を批准しています。一九九九年には、この条例の実効性を高めるために国連で採択されたのが選択議定書

です。選択議定書が国連で採択されて、現在、女性差別撤廃条約の締約国百八十九か国のうち、既に百十五か国が批准していますが、日本政府はこの二十六年間、女性差別撤廃委員会から再三の勧告を受けながら、まだ批准しておりません。地方議会においては、現在三百八十二議会が選択議定書の批准を求める意見書を可決しています。

政府は、第五次男女共同参画基本計画において、女性差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣な検討を進めるとしており、青森県においてのジェンダーギャップ解消を進めるためにも、早期に選択議定書を批准することを求めるものです。

二つの意見書（案）は、青森県民にとっても関わりの大きいものと考えます。御同意いただきますようお願い申し上げて、提案理由といたします。

◎ 発 議 案 採 決

○議長（工藤慎康） お諮りいたします。発議第四号及び発議第五号は、委員会付託は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（工藤慎康） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、発議第四号及び発議第五号に対する質疑及び討論であります。通告がありませんでしたので、質疑及び討論なしと認めます。

これより発議第四号及び発議第五号を採決いたします。

発議第四号及び発議第五号、以上二件の原案に賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤慎康） 起立少数であります。よって、原案は否決されました。

◎ 本 会 議 休 会 提 議

○議長（工藤慎康） 本職から提議があります。

お諮りいたします。各常任委員会開催のため、明二日及び三日の二日間は休会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（工藤慎康） 御異議なしと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

なお、四日及び五日は県の休日ですから休会であります。

以上をもって本日の議事は終了いたしました。

十月六日は午後一時から本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後三時五十七分散会